

平成 26 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 26(2014)年 6 月
東京女子体育大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1 使命・目的等	4
基準 2 学修と教授	13
基準 3 経営・管理と財務	38
基準 4 自己点検・評価	59
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	62
基準 A 地域社会との連携協力・社会貢献	62
V. エビデンス集一覧	75
エビデンス集（データ編）一覧	75
エビデンス集（資料編）一覧	76

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神と基本理念

本学は、明治 35(1902)年 5 月、日本初の女子体育教師養成学校である「私立東京女子体操学校」として創設され、同年 11 月、「私立東京女子体操音楽学校」と改称されている。昭和 19(1944)年に、専門学校令に基づき「東京女子体育専門学校」に昇格。同 25(1950)年に、学制改革に伴い「東京女子体育短期大学」に発展するとともに、同 37(1962)年に我が国初の女子体育大学として「東京女子体育大学」が設立され、今日に至っている。

建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」である。これは本学の実質的な創設者、藤村トヨの女性観、教育観により確立したもので、現在でも本学では「女性の感性を生かした体育の実践」を重視している。

「多弁」と「巧言令色」を嫌い「不言実行」を大義に、思慮深くて高潔な人格形成を目指した藤村トヨは、学生と寝食を共にしながら全人的な教育を実践してきた。今日でも、この藤村トヨの教育は本学の教育信条として学生指導の大きな指針となっている。

また、健康の秘訣として藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即腹の力」の教えは、本学における姿勢教育として、また事における精神的構えとして現在でも本学を象徴する教訓として生きている。

【建学の精神（こころ）】

一世紀のあゆみを支えてきた“腰伸ばせ”の精神



藤村トヨ

明治41年に本学園の前身である私立東京女子体操音楽学校の校長となる。

明治、大正、昭和時代を代表する体育指導者であり、

本学園の基礎を築かれ、女子体育指導者の育成に尽くしました。

本学では、一世紀以上にわたり伝統と建学の精神を継承し、時代に即した教育方針を明確にするために、次の3つの教育理念を掲げ、この教育理念を踏まえた8つの教育目標を定めている。

〈教 育 理 念〉

- ① 本学は、これまで培ってきた「女性の特性に配慮し、女性の感性を生かした指導・学習理論」を基盤に、きめ細かな教育指導を行い、高い専門性を身に付けた、実践力のある人材を育成します。

- ② 本学は、時代の要請に応えることのできる、創造性豊かで、社会のあらゆる場で活躍できる有能な人材を育成します。

特に次代を担う子ども達の教育に携わる人材を育成し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員を幅広く養成する大学としての使命を果たします。

- ③ 本学は、人間教育に力を入れ、知識・技能のみに偏しない、社会性や深い教養を身に付けた、人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成します。

教育目標については、この教育理念を踏まえ、次の8つの目標を設定している。

〈教育目標〉

- ① 学生にとって分かりやすく、かつ質の高い授業を目指す
- ② 個に応じた教育指導を目指す
- ③ 質の高い教員の養成を目指す
- ④ 社会の様々な場で活躍できる人材の育成を目指す
- ⑤ 体育・スポーツ・芸術を通しての人間的陶冶を目指す
- ⑥ グローバル時代に対応できる人材の育成を目指す
- ⑦ 地域社会に貢献できる開かれた大学を目指す
- ⑧ 自己点検・自己評価を行い、本学の教育水準の向上を目指す

本学ではこの教育理念と目標のもと、教育研究上の目的を定め、特色を表明している。

2. 使命・目的・個性・特色

学校法人藤村学園は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的としており、この目的を達成するため、東京女子体育大学 体育学部 体育学科並びに東京女子体育短期大学 保健体育学科及び児童教育学科を設置している。

東京女子体育大学は、保健体育に関する教授、研究を行い、有能な女子体育指導者を養成すると共に健全な良き社会人を育成することを目的としており、本学学則第1条に定めている。

また本学は、創造力豊かで、高い専門性を身につけた、実践力ある人材を育成し、時代の要請に応じていく。特に、教育に携わる指導者の育成には力を入れ、教員養成機関としての役割を果たすとともに、生涯学習を踏まえて、スポーツや運動を文化として社会に浸透させていく牽引車となることを具体的な教育研究上の目的としている。

競技スポーツの発展への貢献として、国際動向を踏まえた選手・指導者の育成に努めるとともに、学校や地域社会におけるティーチングアシスタント、スポーツ指導員並びに補助役員等の派遣などスポーツ・芸術文化の振興にも力を入れている。

また、全天候型の陸上競技場や球技・器械運動・新体操・ダンス・武道専用の体育館、屋内プールなど、体育大学ならではの環境を整えており、その他にも、最新の測定評価装置などを使って科学の面からもスポーツを分析し、学生たちは意欲的に学習活動に取り組んでいる。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 35(1902)年 5月	日本初の女子体育教師養成学校として山崎周信が「私立東京女子体操学校」を小石川区上富坂町に設立
同年 11月	「私立東京女子体操音楽学校」と改称
明治 41(1908)年 3月	藤村トヨが学校設立者に加わり校長となる
大正 10(1921)年 12月	北多摩郡武蔵野村吉祥寺に新校舎起工移転
昭和 19(1944)年 4月	専門学校令に基づき東京女子体育専門学校(修業年限3年)に昇格
昭和 25(1950)年 4月	学制改革に伴い東京女子体育短期大学(修業年限2年)となる 藤村トヨ初代学長就任
昭和 26(1951)年 3月	学校法人藤村学園設立、初代理事長藤村トヨ就任
昭和 28(1953)年 5月	創立 50 年祭挙行
昭和 36(1961)年 9月	北多摩郡国立町に校舎新築移転
昭和 37(1962)年 4月	東京女子体育大学(修業年限4年)を創設、伊澤エイ学長就任
昭和 43(1968)年 4月	短期大学に幼児教育科を新設
同年 5月	創立 65 周年記念式典挙行 同日「校歌」制定
昭和 47(1972)年 11月	創立 70 周年記念式典挙行
昭和 48(1973)年 4月	短期大学に児童教育学科を新設、保健体育科を保健体育学科に改称
昭和 58(1983)年 5月	創立 80 周年記念式典挙行
平成 5(1993)年 10月	創立 90 周年記念式典挙行、藤村総合教育センター竣工
平成 14(2002)年 11月	創立 100 周年記念式典挙行
平成 19(2007)年 3月	(財)短期大学基準協会から短期大学として適格認定
平成 20(2008)年 3月	(財)日本高等教育評価機構から大学として適格認定
平成 24(2012)年 11月	創立 110 周年記念式典挙行、110 周年記念藤村学園資料室設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東京女子体育大学
- ・ 所在地 東京都国立市富士見台四丁目30番地の1号
- ・ 学部の構成 体育学部 体育学科
- ・ 学生数、教員数、職員数

【学生数】(平成26年5月1日現在)

(単位:人)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生数				
					1年次	2年次	3年次	4年次	合計
体育	体育	300	40	1,280	389	376	387 (21)	346 (26)	1,498 (47)

※(カッコ)内は、編入学生数(内数)

【教員数】（平成26年5月1日現在）

（単位：人）

学部	学科	専任				兼任	非常勤	
			教授	准教授	講師			計
体育	体育	男	15	5	3	23	8	10
		女	7	3	2	12	9	8
		計	22	8	5	35	17	18

【職員数】（平成26年5月1日現在）

（単位：人）

区分	専任	嘱託	臨時
男	16	4	1
女	33	5	12
計	49	9	13

※職員数には、法人本部及び短期大学所属者を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人藤村学園は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的としており、この目的を達成するため、東京女子体育大学 体育学部 体育学科並びに東京女子体育短期大学 保健体育学科及び児童教育学科を設置している。【資料1-1-1（寄附行為第3条及び第4条）】

東京女子体育大学は、保健体育に関する教授、研究を行い、有能な女子体育指導者を養成すると共に健全な良き社会人を育成することを目的としており、本学学則第1条【資料1-1-2】に定めている。

また、本学は、藤村トヨの建学の精神「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を基に据えて、新たな「知」の創造と活用を通じて、社会や人類の発展に貢献する人材を育成する大学を目指している。

高度なスポーツ科学や健康科学に関する研究を進め、その理論に裏づけられた実践教育を広く展開することによって、責任を果たしている。

この考えに基づき、教員養成機関として、これまでの成果を検証しつつ、社会の要請に応え、教育の情熱とより高度な専門知識・技能を保有する実践的な指導者を育成している。

また、生涯学習社会の到来を踏まえ、地域社会と共存し、スポーツの楽しさ、健康の大切さを伝えながら文化の振興に寄与する人材の養成にも力を注いでいる。

文化としてのスポーツを社会に浸透させ、心豊かな人間社会に貢献する人材の育成が本学の教育目的である。

さらに本学は、先に述べたように、建学の精神を踏まえ、一世紀を超える伝統と建学の精神を引き継ぎ、それに新しい知見を加えた3つの教育理念【資料 1-1-3 (学生便覧 P.1)】を掲げている。ここに理想として目指されていることは、女性の感性を生かした指導・学習理論を基盤にした、きめ細やかな教育指導によって、高い専門性を身に付けた実践力のある人材を育成すること。また、社会のあらゆる場で活躍できる有能な人材を育成すること、そして、社会性や深い教養を身に付けた、人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成するということを掲げている。

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的については、一世紀以上にわたり連綿と受け継がれてきた建学の精神を踏まえ、本法人寄附行為及び学則に明確に定めており、これからも、意味・内容の具体性と簡潔な文章化により、広く学内外に周知していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

法人及び大学の目的は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに、建学の精神「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」に基づいている。

この建学の精神は、本学の実質的な創設者、藤村トヨの女性観、教育観により確立したもので、現在でも本学では「女性の感性を生かした体育の実践」を重視している。

この建学の精神は、大学要覧【資料 1-2-1 (P.2)】、学生便覧【資料 1-2-2 (P.1)】等に掲載するとともに、本学のホームページの「建学の精神」のページ【資料 1-2-3】に掲載し、学内での共有を図るとともに学外にも表明している。

平成 24(2012)年度からは新入生対象の導入教育「藤村トヨの教育」の科目を新設した。

「藤村トヨの教育」は1年生全員を対象とした導入教育であり、本学の建学の精神を、現在の学校教育や体育・スポーツの現状に適合させ、生かされるような内容で構成されている。

授業の達成目標は、本学の歴史や伝統、藤村トヨの教育観や教育実践を学ぶことによって、建学の精神や大学の基本理念・使命・目的を理解すること。また、本学の学生としての本分を自覚し、将来に向けて広い視野と可能性を拓く、有意義で実りある学生生活に資することを目指している。また授業のテーマは、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を基柢に据え、創造力豊かで高い専門性と実践力ある女性指導者を目指すということの意義と責任を理解し、その展望をもつことである。

授業は、藤村トヨの教育理念・教育実践を知り、それを現在の学校教育や体育・スポーツの現状に照らし、その意味を理解する講義と、体験や実践を通して学ぶ実技とで構成されている。【資料 1-2-4 (平成 25 年度シラバス「藤村トヨの教育」)】

また、本学では、4年間の学びの特色及びポイントとして、次の項目を掲げ、教育の充実を図っている。【資料 1-2-5 (大学要覧 P.22)】

以下、大学要覧からの引用。

【特色】

○体育大学ならではの充実した体育施設

全天候型の陸上競技場や球技・器械運動・新体操・ダンス・武道専用の体育館、屋内プールなどを完備し、まさに体育大学ならではの環境です。その他にも、最新の測定評価装置などを使って科学の面からもスポーツを分析し、学習活動に取り組みます。

○ほとんどの学生が教員免許状を取得

中学校や高等学校の保健体育の教員を目指す人が多いのが特徴で、体育学部の約8割の学生が教員免許状を取得します。

【学びのポイント】

○各分野の専門家によるハイレベルな授業

実技も講義も、教授陣はベテランの指導者や各分野のスペシャリストが勢揃い。また、日本代表選手として活躍する学生も多く在籍しているので、クラスメイトと一緒に学ぶことになります。苦手な種目の実技ではお互いに教え合うなど、良い刺激になるはずです。

○専門性に磨きをかける6つの専攻コース制

3年次から6つの運動専攻コースにわかれて学習します。1・2年次の学びを基にコースを選択するので、自分に合った専門分野が学べます。

本学ではこのように建学の精神及び教育理念に基づいた個性・特色を表明している。

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

法人の目的は、本法人寄附行為第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に

従い学校教育を行うことを目的とする。」【資料 1-2-6 (寄附行為第 3 条)】と記し、また、
本学の目的は学則第 1 条に「東京女子体育大学は、保健体育に関する教授、研究を行い、
有能な女子体育指導者を養成すると共に健全な良き社会人を育成することを目的とす
る。」【資料 1-2-7 (学則第 1 条)】と明確に定めており、学校教育法及び大学設置基準に
適合している。

本学園は平成 24(2012)年に創立 110 周年を迎えた。明治 35(1902)年、日本最初の女
子体育教師養成学校として誕生して以来、本学園は、建学の祖藤村トヨの指導のもとに
学園の基礎を築いてきたが、そこに至る 110 年の間には関東大震災、第二次世界大戦な
ど何度も今日以上の激しい変動の時代があった。その中で、本学園は幾度も存亡の危機
に直面したが、先人たちの血のにじむような努力によって危機を乗り越え、その都度新
たな学園として再生発展してきた。そのとき常に指針とされたのは「心身ともに健全で、
質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」という建学の精神であった。

急速に進むグローバル化と世界に類を見ない少子高齢化の到来は、大学に新たな価値
の創造主体であるべきことを求めている。本学園は、社会のこのような要請に応え、新
たなスポーツ文化の担い手と子ども達の生きる力を育む指導者を育成する責務がある。
本学園はその責務を果たすための変革の緒に就いたばかりであるが、変化の時こそ学園
の原点である建学の精神を堅持し、時代の要請に応えるよう一層の変革を重ねていく。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は女子体育大学として、その使命・目的は明確であり、今後とも、一世紀以上に
わたり連綿と受け継がれてきた建学の精神を基柢に据えて、関係法令を遵守することは
もちろんのこと、大学を取り巻く環境の変化、及び社会的ニーズを踏まえつつ、時宜に
かなった具体的な方針を打ち出していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

本学園中庭に建立されている藤村トヨの胸像と石碑は、本学園の教育理念の礎とする
建学の精神を象徴し、形而下に示したものの筆頭に挙げられる。石碑には『腰伸ばせ 立
つ時にも 行く時にも 座しても 臥しても 思慮の時にも 運動の時にも 腰伸ばせ
即腹の力』という藤村トヨの健康と教育の教えが刻まれ、胸像は坐禅を組んだ藤村トヨ

の姿である。【資料 1-3-1 (学生便覧 表紙裏ページ)】 学内の全学生及び役員を含む全教職員はこれを共有し、日常的に啓発されている。また、全教職員が会議を行う大会議室には、曹洞宗の貫主新井石禅老師の手による扁額が掲げられ、そこにも建学の精神の内容が謳われている。【資料 1-3-2 (学生便覧 表紙裏ページ)】

また平成 24(2012)年 11 月に創立 110 周年を記念して設置した『創立 110 周年記念藤村学園資料室』には、建学の精神に関わる資料を展示して、学内外の閲覧者に供している。【資料 1-3-3 (大学要覧 P.18)】

この様に本学では、日常的に建学の精神を共有する有形・無形の機会があり、行事や式典においても建学の精神を再認識している。よって本学の学生・教職員は、建学の精神に基づく本学の使命・目的を共通に理解している。

また、建学の精神は、大学要覧、学生便覧等に掲載するとともに、本学ホームページの「建学の精神」のページに掲載し、学内での共有を図るとともに学外にも表明している。

平成 25(2013)年度入学式式典で学長は、その式辞において建学の精神に触れ、新入生及びその保護者に向けて以下のように述べている。

「本学の建学の精神は、『心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者を育成すること』であります。その本学の礎を築かれたのが、藤村トヨ先生です。藤村トヨ先生の胸像がこの式場の外にありますから、後でご覧になってください。その横の石碑にはこう刻まれています。

『腰伸ばせ 立つ時にも 行く時にも 座しても 臥しても 思慮の時にも 運動の時にも 腰伸ばせ即腹の力』

あなた方が胸像の前を通るとき、トヨ先生はきっとこの言葉をあなた方に語りかけているはずです。立っていても、座っていても、どんな時でも、背筋を伸ばして、美しい姿勢を保ちなさいと。美しい姿勢は気力の表れです。姿勢の美しい女性をみると、その女性に凜とした精神的な気高さを感じるものですが、藤村トヨ先生の教えもそこにあります。」

このように学長は、建学の精神について具体的に新入生に語りかけている。学長式辞の内容は本学ホームページの学長メッセージのページ(トップページ>東女体大ヘッドライン>大学の取り組み>学長メッセージ)に掲載し、学外にも表明している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

前述のとおり、本学は一世紀以上にわたり連綿と受け継がれてきた建学の精神を基盤に据えて、大学を取り巻く環境の変化、及び社会的ニーズを踏まえつつ、時宜にかなった具体的な方針を打ち出していく。

大学は、建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しい社会の要請に応え、教育への情熱並びにより高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目標としている。

【資料 1-3-4 (大学要覧 P.2)】

更に、この教育目標を具体的に実践するため、「3つの方針」(入学者受入れの方針、教育課程編成・実施方針、学位授与の方針)を定めている。

まず「入学者受入れの方針」においては、自らの目的を実現するための旺盛な探究心

と活発な行動力を持ち、安易に正解や結果を導こうとするのではなく、その過程を幅広くとらえ不断の努力を惜しまず、常に他人を思いやり、新しい自分を発見しようとする意欲ある女性を求めている。

次いで「教育課程編成・実施方針」においては、深く保健体育に関する専門の学術と技芸を教授研究し、より高いスポーツ技能や幅広いスポーツ技能を習得し、有能な女子体育指導者を養成するとともに健全な、よき社会人を育成することを目的としている。また、今日の社会の変化に対応し、社会体育の振興と生涯スポーツの普及に伴う社会体育指導者の需要に的確に対応できる人材の育成を目指している。

そして「学位授与の方針」においては、①教養教育と体育学に関する専門教育によって、体育・スポーツ及び保健の視野から人間の一生における成長過程を幅広くとらえることのできる「理論的な知」と「実践的な知」を有し、②体育の本質と理想を追求するとともに、その担い手である指導者の資質への理解を深め、③多様化する現代社会における教育問題及び社会問題を理解し、それを解き明かす探究心と、誠実に立ち向かう対応能力があることを満たす者に学位を授与するとしている。【資料 1-3-5 (本学ホームページ・3つのポリシー)】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

藤村トヨの掲げた建学の精神は、本学園の使命・目的及び教育目的の礎となっており、今日に至るまで営々と継承されている。この建学の精神を踏まえ、本学体育学部体育学科では、体育・スポーツ・健康について、専門的に学べる多様なカリキュラムを揃え、実社会で役立つ「実践力」を高める授業を数多く展開している。

また、本学園は、「極、匠、伝、凜」の教育スローガンのもと、社会や人類の発展に貢献する人材を育成する大学を目指している。(ホームページより引用)

東女体の教育スローガン

本学園は「極・匠・伝・凜」の教育スローガンのもと、社会や人類の発展に貢献する人材を育成する大学を目指しています。

極	匠	伝	凜
技術力を磨く。動きが変わる。	指導のプロと現場で学ぶ。	学び合い、教え合う。	伝統が創る、空気をまとう。
東京女子体育大学・短期大学が目指すのは、“運動文化の発信基地”。そのために求められるのは、実践者として十分な技術力を持つこと。指導者の一言が能力を引き出し、より洗練された動きへと導きます。	目の前にいる競技者にアドバイスを求められたとき、どうしたら動きが変わるかを的確に指摘できる指導者となるために、科学的な知識や理論に裏づけされた実践的な指導法を各分野の専門家から学びます。	お互いの考えから学び、創り上げていく経験を通してはじめて得ることができる力。児童教育の担い手として、子どもたちに「伝える」ことを大切にする。このプロセスが主体的に取り組む力を育てます。	「凜と立つ」意志のある眼差し、背筋の伸びた姿勢、ひときわ目を引く存在感。女子体育の先駆けとして100年以上の歴史を刻んできた東京女子体育大学・短期大学では、教育を通して思慮深く、高潔な人格形成を目指します。

本学は1学部1学科で構成されている。大学の組織構成は、学長のもとに、教務部、学生部、キャリア支援部及び事務局を置き、さらに附属機関として、図書館、女子体育研究所、地域交流センター、健康管理センターを設置している。【資料 1-3-6 (学園組織図)】

図書館は、教育・研究活動の充実を図るため、図書資料 24 万冊収蔵可能な書架、情報機器、映像機器コーナー、絵本・紙芝居を集約した児童教育コーナー、研修室などを設置している。また、木工の書架・机・椅子やくつろげるソファなどを配置した落ち着いた館内の雰囲気は「癒しの空間」としても広く利用されている。

図書館には戦前、戦後におけるわが国のスポーツ界の足跡を記録した資料や文献が充実しており、蔵書の半数は体育・スポーツ・女子教育・教育関係の図書となっている。本学建学の祖藤村トヨの発行した図書や雑誌、森 悌次郎（本学元学長）が残したドイツ体育に関する文献、明治神宮競技大会から国民体育大会に至る一連の報告書、歴代のオリンピック競技大会報告書など、貴重な文献が多く所蔵されている。

女子体育研究所は、女子の体育・スポーツ及び健康体力に関する研究を行い、女子体育の振興発展に寄与することを目的に以下の活動を行っている。

○研究の助成

1)個人研究

本学教員が個人で行う研究に対する助成。

2)共同研究

本学教員が共同で行う研究に対する助成。

3)学会・研究会・研修会等の後援・助成

学内で開催される学会・研究会・研修会について、学内教職員等が自由に参加できることを条件に、後援・助成。

○研究フォーラムの開催

学内教員の研究成果の発表の場として、毎年1月下旬に「研究フォーラム」を開催している。【資料 1-3-7（東京女子体育大学女子体育研究所所報第 8 号 P.40-53）】

○紀要の発行

女子体育研究所に紀要編集部会が設けられ、毎年度1回紀要を発行している。【資料 1-3-8（東京女子体育大学女子同短期大学紀要第 49 号）】

紀要は、第1号から現在に至るまで電子データ化し、公開している（本学のホームページより国立情報学研究所のネットワーク(CiNii)にリンク）。

○女子体育研究所所報の発行

学内での研究報告書を取りまとめ、また、研究所の活動報告を行うため、女子体育研究所所報を発行している。【資料 1-3-9(東京女子体育大学女子体育研究所所報第 8 号)】

地域交流センターでは、ボランティアが社会性や豊かな人間性を育むという教育的側面に着目し、ボランティア活動の積極的推進を図るために、ボランティア講座の開講、ボランティア情報の管理及び学生等への紹介を行っている。

本学の特性である体育・スポーツ・教育などの領域を中心に、教員や学生個人、クラブなどを地域の要請に応じて派遣している。主な内容には、障がい者福祉、高齢者福祉、学校教育活動支援、生涯学習活動支援、社会体育活動支援などがある。ボランティア講座やボランティア実習は、単位としても認定している。

また、本学では、体育大学としての特色を生かして、地域の方が楽しみながら学べる公開講座を開講している。

各講座では、体育・スポーツ・教育の専門家である指導者の細やかな指導を受けたり、選手たちの修練されたプレーや動きに接したりすることができる。

だれでも参加できる一般講座を年間 20 回程度開催しており、また、新体操、サッカー、HIPHOP ダンス、絵画を学べる定期公開レッスンやジュニア・ユースクラブも開講している。

健康管理センターは、学生及び教職員が健康で充実した生活を送ることができるよう、保健管理とそれに伴う保健指導、大学内における急病、外傷の応急処置、及び健康相談を行っている。

教職員構成は、センター長（医師・教授）のもと、理学療法士（教授）1人、看護師2人（専任1人、非常勤1人）、非常勤医師1人、非常勤職員1人で運営している。

平成 18（2006）年度から週 2 回女性の臨床心理士（非常勤）によるカウンセリングも行っている。更に、平成 24（2012）年度から、非常勤医師に女性医師を招聘し、週 1 日ではあるが女性が相談しやすい体制とした。〔エビデンス集（データ編）【表 2-12】〕

また、最近運動中に起こる心停止に対し、体育施設への AED の配備が勧められている。本学においても AED を 8 台購入し、緊急時には数分以内に処置が可能となるよう配備している。またその使用方法についても教職員を対象とした講習会を開催し、適切に対処できるよう徹底している。【資料 1-3-10（AED・担架 設置場所 案内図）】

これらの附属機関は、大学の教育研究組織として有効に機能している。

学長とこれら附属機関の長は、日常的に緊密な連携を図っており、また、学長、教務部長、学生部長、キャリア支援部長及び附属機関の長は、月 1 回の定例教授会の前に開催される「部館所長会議」において教授会に提出される議題を確認しており、教育研究組織として円滑な運営を図っている。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的や教育目的については、学内的には今後とも学内行事や式典等などの機会を通じて、なお一層の理解と支持が得られるよう努めていく。

学外への周知については、本学ホームページや大学案内等の印刷物のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて広報活動を行っていく。

【基準 1 の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」に基づいて、教育目的を明確に定めている。

体育学部は、保健体育に関する教授、研究を行い、有能な女子体育指導者を養成すると共に健全な良き社会人を育成することを目的としている。

また、今日の社会の変化等に対応し、時代に即した教育方針を明確にするために、3 つの教育理念と、この教育理念を踏まえた 8 つの教育目標を定め教育の充実を図ってい

る。更に、この教育目標を具体的に実践するため、「3つの方針」（入学者受入れの方針、教育課程編成・実施方針、学位授与の方針）を明確に定め、本学ホームページ、学生募集要項等において広く学内外に公表している。

本学の特色は、体育・スポーツ・健康などの専門分野を幅広く学び、学校・社会・企業が求める体育・スポーツの優れた指導者・専門家としての実践力を身につけるため、多様なカリキュラムの充実を図っている。また、専門科目を系統化した6つの運動専攻コースを設け、学生の能力・適正・進路に対応したカリキュラムとなっている。

上記の通り、建学の精神及び大学の使命・目的及び教育目的は、明確に定めており、大学要覧、学生便覧等に掲載するとともに、本学ホームページに掲載し、広く学内外に表明しており適切であると判断する。

今後とも建学の精神と伝統を踏まえ、時代の変化に応じた教育研究活動を展開していく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知

本学体育学部体育学科の「入学者受入れの方針」は、本学の各年度の「学生募集要項」において明示するとともに、本学ホームページ中の高校生・受験者向けページの入学選考の概要ページの冒頭に掲載して、高校生・受験予定者に対して告知を行っている。【資料 2-1-1（学生募集要項（一般等）P.1）】、【資料 2-1-2（ホームページ・受験生の方へ）】

また、入学金や授業料等の学納金、学部の履修内容や教育施設等の学習環境、各種奨学金、学生寮の案内、学生生活やクラブ活動の案内、キャリア支援体制や取得可能資格・免許等に関して志願者向け案内資料として「大学要覧」【資料 2-1-3】を 20,000 部作成し、全高等学校に配布するとともに、資料請求希望者に対して無料で自宅に送付している。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学の設置学科は体育専門大学として体育学部体育学科の 1 学部 1 学科であるが、入学者を受け入れるために、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、AO 型入試（I 期・II 期・III 期の 3 回）を実施している。【資料 2-1-4（学生募集要項（一般等）P.4）】

推薦入試においては、公募、指定校、スポーツの 3 区分を実施している。公募推薦については、学科の受入れ方針に沿った小論文及び実技の試験を課すほか、面接試験においても学科の特色を踏まえた質問を行っている。指定校及びスポーツ推薦については、面接試験において学科の特色を踏まえた質問を行っている。【資料 2-1-5（学生募集要項（指定校）】、【資料 2-1-6（学生募集要項（一般等）P.10）】

一般入試においては、A 方式・B 方式の 2 方式及び特別選抜を実施し、国語・英語の 2 教科の学科試験に加えて、入学者受入れ方針に沿った体育の実技試験（1 種目又は 2 種目）を課している。また、A 方式選択受験者には、運動競技歴書の提出を求め、高等学校在学中（又は過去 3 年間）の運動競技歴を審査し、換算基準により点数化して、筆記試験・実技試験との総合点により判定している。【資料 2-1-7（学生募集要項（一般等）P.15）】また、特別選抜においては、体育・スポーツに興味・関心・意欲を持つ社会人・帰国子女等について、学科試験（国語又は英語の 1 教科選択）、小論文（600 字）、実技試験（1 種目）及び面接を課して総合的に判定している。

センター試験利用入試においては、国語（必須、古文・漢文を除く近代以降の文章）及び英語（リスニングは除く）又は数学（「数学 I」又は「数学 I・数学 A」のいずれか

1科目選択)のいずれか1教科選択の成績を利用している。またこれに加えて、入学者受入れ方針に沿って、運動競技歴換算点(参加・入賞した大会レベルにより点数換算)又は高等学校調査書中「保健体育」の評定平均値の換算点の高得点の数値を成績に加算して(満点450点)判定を行っている。【資料2-1-8(学生募集要項(一般等)P.18)】

AO型入試においては、エントリー者・出願者に対してエントリーシートの提出を求め、本学の教育方針や教育課程等の理解度、入学後の目標・計画等について記載させ、面談、面接において入学者受入れ方針への適性度を十分に確認し、併せて調査書・運動競技歴書(特別選抜「スポーツ」)の審査を加味して、学科の適性或修学のための資質を総合的に判定している。【資料2-1-9(学生募集要項(一般等)P.7・13)】

また、特別選抜(スポーツ・卒業生子女等・社会人アスリート・帰国子女・留学生)においては、入学者受入れ方針に沿って、体育・スポーツに関する実績・意欲や本学の建学の精神・教育理念・教育課程の理解度等について、エントリーシート、運動競技歴書(スポーツ)、活動経歴書(社会人アスリート)及び面接・面談を通して、確認し、学科の適性或修学のための資質を判定している。【資料2-1-9(学生募集要項(一般等)P.7・13)】

毎年度の入学選考方式、入試日程などについては入試委員会が検討した案に基づき、年度当初の教授会において審議・決定しており、適切な体制で実施している。また、入試の実務は入試委員会を中心となって、全学の教員が協力して行っている。

このような入学選考の方法及び体制のもとに、体育学部体育学科の入学者受入れ方針に沿った学生を入学させている。

また、入学試験の内容・実施方法については、「学生募集要項」に、その詳細を記載するとともに、本学ホームページの「受験生の方へ」のページ【資料2-1-10】に掲載し、広く高校生・出願希望者に周知を図っている。また、オープンキャンパス(年6回開催、3月・6月・7月・8月(2回)、10月)、学外ミニオープンキャンパス(年4会場開催、福岡県・香川県・大阪府・宮城県)、各種進学相談会・進学説明会(年80回程度参加)、学生募集のための高校訪問(教員及び広報専門員等による訪問(年間約800校))の際に、高等学校、高校生、保護者等に本学体育学部体育学科の受入れ方針を説明し、志願者等への周知に努めている。【資料2-1-11(平成25年度広報活動における学生募集活動実績)】オープンキャンパス、学外ミニオープンキャンパス実施時には、入学試験に関する個別相談を実施し、入試委員・広報委員及び事務局担当職員が入学試験の説明、質問への回答を行い、出願希望者及び保護者等に対して個別の相談に応じている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学体育学部体育学科の過去5年間の募集定員・志願者数、合格者数、入学者数は、エビデンス集(データ編)【表2-1】のとおりである。

募集定員は300人で、現在まで定員の変更等は行っていない。これに対し、入学者数は、平成22(2010)年度374人、平成23(2011)年度330人、平成24(2012)年度387人、平成25(2013)年度389人と安定しており、すべての年度において募集定員以上を確保している。この結果定員充足率は、110%~129%となっている。このように適切な学生受入れ数を維持できた要因としては、前述した様々な学生募集活動(オープンキャンパス、

学外ミニオープンキャンパス、広報専門員等による高校訪問活動、進学相談会・進学説明会)や各種広報媒体による広報活動等の総合的な成果といえる。これらに加えて、入学選考制度の見直し・改善工夫もその一助となっていると思われる。これまで毎年度、入試委員会において、入試制度の改善検討を重ねてきており、Ⅱ期 AO 型入試の新設(12月実施)、AO 型入試における特別選抜の新設(スポーツ・卒業生子女等(移管)・社会人アスリート)など、出願者にとって自己の実績や目標に応じた多様な入試を選択可能とする制度の充実に努めてきた。これに伴い入試制度はやや複雑になったが、受験生にとっては、受験機会を増やすとともにそれぞれのニーズに応じて受験することができるような制度になってきている。

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

入試制度については、毎年度改善に努めてきたが、今後は出願者の学力要件を更に適正な水準とし、学力の確保及び向上が図れる制度となるよう努めていく。

公募推薦については、従来の A 方式及び B 方式の 2 方式を改め一本化し、受験生にとって分かりやすく受験しやすい制度に改善する。また、受験生の適性或意向に応じた多様な選考方法や内容について引き続き検討していく。

さらに、AO 型入学選考については、従来の面談・面接及び調査書による選考方法から、今後は、学力水準の確保のための評定要件の設定やその他の学力把握の方法を加味することなどについて、平成 28(2016)年度以降の入学選考の在り方について鋭意検討を進めていく。

これらの入学選考に関わる情報提供の発信を充実強化し、本学の教育理念や入学者受け入れ方針の周知に努めていく。このため、本学ホームページのさらなる充実を図り、各種広報媒体を総合的に活用した広報戦略を展開するとともに、オープンキャンパス(年 6 回)、ミニオープンキャンパス(4 地方会場)、一般入試相談会や各種進学説明会・相談会のあらゆる場面において広報・周知を進めていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

基準 1 で述べたとおり、本学は、建学の精神を生かした教育理念を踏まえ、8 つの教育目標を定めている。【資料 2-2-1 (学生便覧 P.1~2)】

この教育目標を達成するため、学位授与の方針に示された到達点を見据えて教育課程編成・実施方針を明確に掲げており、この両方針は、本学の授業支援ガイドブック及びホームページに掲載している。【資料 2-2-2 (授業支援ガイドブック P.4)】

また、学則第 20 条から第 23 条において教育課程を定めている。本学の教育課程は、この規程に基づき教養科目、専門に関する科目、教職に関する科目に分けて編成し、授業は、講義、演習、実験、実技若しくは実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行っている。【資料 2-2-3 (学生便覧 P.62~64)】

「シラバス」は、全授業科目について作成している。作成にあたっては、平成 20 (2008) 年 12 月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて(答申)」において具体的に示されたシラバスに関する改善方策を踏まえ、シラバスに含めるべき事項を教務課から教員に示している。これに基づき、各教員がシラバスを作成し、授業内容に応じて必要事項を記載している。出来上がったシラバスは、ホームページ及び Web サイトに掲載し、一般公開している。【資料 2-2-4 (本学ホームページ)】(トップページ>学園のご紹介>情報公開>シラバス)

教養教育については、「人間教育に力を入れ、知識・技能のみに偏らない社会性や深い教養を身に付けた人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材育成」を教育理念としている。

また、教養科目に加え、導入科目として、「藤村トヨの教育」や「国語基礎講座」などを設け、本学の歴史と伝統の継承・発展、基礎学力の養成、さらには教養科目の選択幅を拡大することによって幅広い教養を身につける。

また、自分を知り、人生や職業に関心を持ち、就業力を高め、将来の自分の在り方やコミュニケーション能力を高めるため、キャリアデザイン科目を設けている。

なお、卒業要件単位は、124 単位以上としている。年次別履修科目登録の上限設定及び進級に関しては、とくに定めていないが、上級学年に標準配当している科目の履修制限をしている。全ての学生が 4 年次まで進級し、下級学年の科目履修ができる。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

学則において卒業要件単位数を 124 単位以上と定め、その内訳は、専門に関する科目の授業科目から必修を含め 42 単位以上、教養科目から必修を含め 29 単位以上、及びそれぞれの選択科目、自由科目又は教職に関する科目の指定科目から 53 単位以上と定めている。

教養科目は、履修区分の「自由」を除く 3 つの区分で構成されている。このうち「藤村トヨの教育」「国語基礎講座」「音楽」は、導入科目として位置づけられており、本学の歴史と伝統の継承・発展、基礎学力の養成などを図り、大学で学習していくための考え方やスキルを修得させることをねらいとしている。

また、「キャリアデザイン I・II」は、将来の長い職業人生の生き方を具体的に考え、有意義な人生につなげるため、将来の生き方をデザインして「線」で捉え、将来の職業人生の設計を考えさせることをねらいとしている。【資料 2-2-5 (キャリアデザイン I・II)】

専門に関する科目は、「基礎理論」(必修 6 単位)と「基礎実技」(必修 14 単位)及び「基礎実技」(選択 6 単位)の 3 つの区分で構成されており、26 単位以上を修得する。

専門に関する科目の「運動専攻理論」と「運動専攻実技」は、3 年次及び 4 年次で履修する運動専攻コースの授業科目で構成されており、10 単位以上を修得する。

運動専攻コースは、体育・スポーツ活動や身体活動としての芸術活動について、それぞれの運動の専門性を深めるために6つのコースを設けており、その中から1つを選択することになっている。運動専攻コースの名称と概要は次のとおりである。

A 専門技能・指導力向上コース

各種競技スポーツに関する競技力向上を目指して選手育成を図り、同時に指導者としての考え方と指導力を身につけることを目的としたコースである。競技のための一般理論とそれぞれの種目における個別トレーニングに関する理論と実践を学ぶ。

B 教師力強化コース

保健体育科の教師としての教育活動を目指すコースで、体育・スポーツ活動の一般理論と指導方法について学び、実習を含めて幅広く学習に取り組み、将来の体育科教師を見据えて実技科目を4科目8単位履修することを勧めている。

C 地域スポーツコース

地域におけるスポーツ指導者を目指すコースで、スポーツ活動の一般理論と指導方法について学ぶ。また、スポーツに対する社会の幅広い要請に応えるため、健康と運動のかかわりに関する理論や健康の維持・増進のための方法論を学ぶ。

D 健康スポーツ科学コース

スポーツ医学やスポーツ科学を生かした運動・スポーツの処方と指導に関する理論を学ぶコースである。また、スポーツ外傷・障害に対するリハビリテーション・機能回復など、社会生活やスポーツへの復帰を目的として行うトレーニング等に関する理論を学ぶ。

E 野外スポーツコース

自然を舞台としたスポーツの指導者・実践者の育成を目指すコースで、生涯スポーツとしても広く愛されているスキー、スノーボード、スケート、キャンプ、登山、スクーバダイビング、ウィークボード、水辺活動、トレッキングなどこの領域に関する方法論を学ぶ。

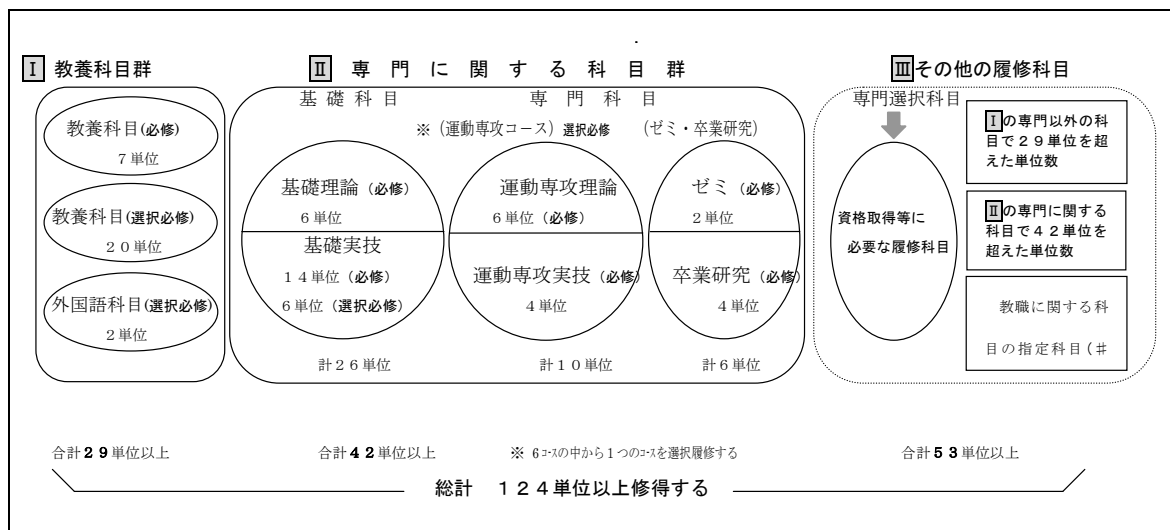
F ダンス・表現コース

表現運動にかかわる指導者・実践者の育成を目的としたコースで、パントマイム・バレエ・民族舞踊・モダンダンス・ジャズダンス・音楽効果論など多くのジャンルを通して、音楽と運動についての理論と方法、芸術的スポーツの振り付けに関する方法論などを学ぶ。

専門に関する科目の「ゼミナール」（2単位）は3年次、「卒業研究」（4単位）は4年次で履修し、必修6単位を修得する。

専門に関する科目の「専門選択科目」は、53単位以上を修得することとしており、その修得単位の積算は、「専門選択科目」の他に「教養科目」及び「専門に関する科目」のうち最低修得単位数を超えて修得した科目や「教職に関する科目」の指定科目から修得した科目の単位数を合計したものである。

履修科目群と最低修得単位を図説すると次のとおりである。



(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

今後、本学の教育目的に沿ったカリキュラムの体系的・整合性・適切性について、より一層の充実を図るとともに、その有効性・妥当性等について、点検・整備を図っていく。

それを具現化するための一環として、平成27(2015)年度入学生から「あらゆる年代の幅広い体育・スポーツ教育にかかわる指導者の育成」を編成方針とした新たなカリキュラムを適用し、社会変化に対応した幅広い教養を学び、体育専門大学としての専門教養科目・基礎実技、専門理論・実技を修得するプログラムとなっている。

また、平成27(2015)年度から体育専門大学としてのゼミナールの考え方や「年次別履修科目登録の上限設定」を導入するなど、より効果的な教育システムの構築を図っていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1) 学修方法や科目選択ガイダンス

毎年度入学式直後に全学生を対象としたフレッシュウィーク期間を設け、教職員が協働して対応している。フレッシュウィークでは、学年ごとに履修指導の時間を設定し、履修計画や時間割の作り方、履修登録の方法など詳細な説明を行っている。また、それ以外に資格取得、図書館利用案内等のオリエンテーションを実施している。後期にも単位修得状況等を確認する時間を設け、卒業単位の確実な修得に向けて指導している。

フレッシュウィーク後1週間を授業ガイダンスとし、授業計画等について担当教員が

ら具体的な説明を受け、選択する授業を決定する期間を設けている。【資料 2-3-1 (授業支援ガイドブック)】

新生には、グループ担任が個人面接を行い、大学での授業に取り組む姿勢・マナーや基礎的な学修技法をアドバイスし、大学生としての自覚と学修意欲の向上を図っている。

2) 学修上の悩み等の相談体制

学修上の悩みについては、教職員の学修支援の中で把握し、適宜グループ担任又はゼミ担任がその指導にあたる体制が定着している。学修内容に関しては、授業担当者が適切な指導助言を行う立場にあり、難しい場合には、グループ担任や事務職員も支援にあたる場合がある。また、教員間での情報交換も円滑であり、受講者の情報によっては他の教員が支援にあたることもある。

学生の授業への取り組み状況把握のために、教務部・学生部の連携で各授業担当者に「長期欠席学生の調査」を依頼し、授業を欠席している学生を把握している。その結果は、グループ担任、ゼミ担当教員に連絡して該当学生の事情を把握し、指導を行っている。

また、本学教員が担当する学生相談、臨床心理士が担当するメンタル相談を行っており、学修上の悩みなどを含めてカウンセリングを実施している。【資料 2-3-2 (学生便覧 P.47)】

3) 学修支援及び授業支援に対する意見等を汲み上げる仕組み

学生の意見を汲み上げて個別に指導する体制として、1、2年生は学生数 30 人前後のグループ担任制、3、4年生はゼミ担当教員が担任の役割をも兼ね、学修の疑問・質問、生活上の悩みなど学修・生活全般にわたる指導・助言を行い、学生の意見等の把握に努めている。また、後援会支部総会における保護者からの意見も参考にしている。

授業科目内容の学修支援、又は学生生活支援として、全専任教員が週 1 回以上の「オフィスアワー」を設け、学生の学修上の問題、悩み等の相談に応じている。また、健康管理センターも学生の居場所としての機能を持ち、様々な相談の中から学生の意見等を汲み取っている。また、学生が相談しやすいよう「学生相談箱」を構内 3 か所に設置している。【資料 2-3-3 (学生便覧 P.47)】

平成 17(2005)年度から学修成果の査定 (アセスメント)、授業改善の成果を一層確実なものにすること、及び学生から改善意見を聴取することを目的として、全教員・全教科目で授業アンケートによる授業評価の調査を実施している。【資料 2-3-4(授業評価報告)】

また、全ての授業実施後は「シラバスに基づく授業展開実施報告書」【資料 2-3-5】を各授業担当者が提出して、学生による授業評価アンケートの結果を受けて授業改善方を報告している。

平成 23(2011)年度に本学の女子体育研究所が、「平成 23 年度卒業生に対する学生満足度調査」を実施し、調査内容の概要は、出身地域と居住区分、入試区分、大学全般・授業内容の満足度、教員・施設・設備の満足度、各部署のサービス体制、学生生活全般の満足度、人間的な成長についての自己評価などについてアンケート形式で調査し、報告書を刊行した。【資料 2-3-6 (平成 23 年度卒業生に対する学生満足度調査報告)】

4) TA(Teaching Assistant)等の活用

本学ではTA(Teaching Assistant)の制度はないが、受講者が200人を超える授業科目と一部の特殊な授業科目を担当する教員が希望する場合には、当該科目履修済み学生の中から選任してSA(Student Assistant)を配置している。【資料 2-3-7 (スチューデントアシスタントに関する内規)】

平成26年度のSA(Student Assistant)配置計画

区分	配置希望教員数	授業科目	延べコマ数	延べ配置学生数
前期	14	15	604	42
後期	10	12	465	31

また、聴覚に障害を持つ学生が希望する講義科目には情報保障として学生ボランティア又は地域ボランティアによるノートテーカーを各2人配置している。このため、「ボランティア理論」の中で「ノートテーカー養成講座」を開設し、学生ボランティアを育成している。【資料 2-3-8 (ノートテーカーに関する内規)】

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

全学的な学修支援及び授業支援については、教職員が一丸となって組織的・積極的に取り組んでいく。

休学者や中途退学者については、勉学意欲喪失や修得単位不足に起因しているところが多いので、グループ担任・ゼミ担任や授業科目担当教員を含めた学修支援及び授業支援を一層強化し、休学者や中途退学者の減少を目指していく。

学生の意見を汲み上げる仕組みについては、今後も授業アンケートによる授業評価の調査を継続して実施するとともに「学生相談箱」をも継続設置していく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1) 単位認定と成績評価

学則第27条(単位の授与)においては、「一つの授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を実施したうえ、諸条件を考慮し、総合的な判断に基づいて単位を授与する。」とし、同条第2項では、「試験の成績評価は秀・優・良・可・不可と表記し、可以上を合格とする。」と規定している。【資料 2-4-1 (学則第27条)】

その成績評価は、「授業科目の履修等に関する内規」15条(成績評価基準)に基づき、試験の成績に平素の学習と出席状況等を総合的に判断し、100点法で採点して5段階で評価しており、90点以上を「秀」、80点以上を「優」、70点以上を「良」、60点以上を「可」、59点以下を「不可」としている。

ただし、同内規第 10 条により定期試験の際、病気、負傷、採用試験、親族の不幸、公式試合等のやむを得ない事情により受験不能であった者に対しては、学生の事情を考慮して願い出により追試験を受けることができるようにしている。この場合、追試験の評価は、公免の場合は取得点数の 90%以下に換算し、公免以外は 80%以下に換算される。

また、定期試験が不可の者に対しては、同内規 12 条により学生の事情を考慮して再試験の機会が与えられる。その際の評価は、80%以下に換算される。【資料 2-4-2 (授業科目の履修等に関する内規)】

2) 進級

本学では、進級制度は、設けていない。

3) 卒業要件と卒業認定

卒業認定及び学位の授与は、学則で定める期間在学したうえで、所定の単位を修得して卒業要件を備えた者について、教務委員会が事前調査し、教授会の審議を経て学長が認定し、学位規定に定める学位を授与する。

4) 編入学者の単位認定

本学に編入した者の既修得単位の認定にあたっては、「編入学者の単位認定に関する内規」に定めており、当該学生の成績証明書及び出身学校の教育課程並びに授業要項等をもとに大学の単位として認められる修得単位を確認し、60 単位を超えない範囲で本人申請に基づき審査のうえ、読み替えをし、認定を行っている。認定した単位の成績証明書における評価は、「認定」である。【資料 2-4-3 (編入学者の単位認定に関する内規)】

5) 他の大学等における授業科目の履修等の取扱い

本学における単位認定は、学則第 28 条において、「教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と定めており、本人申請に基づき審査のうえ、認定をしている。

また、同条第 2 項において「前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を履修する場合について準用する。」としており、本人申請に基づき審査のうえ、認定を行っている。認定した単位の成績証明書における評価は、「認定」である。【資料 2-4-4 (学則第 28 条)】

6) 大学以外の教育施設等における学修

本学における単位認定は、学則第 28 条の 2 (大学以外の教育施設等における学修) に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす他の大学等における授業科目の単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で本人申請に基づき審査のうえ、単位認定をしている。認定した単位の成績証明書における評価は、「認定」である。

7) 入学前の既修得単位等の認定

本学の単位認定は、学則第 29 条 (入学前の既修得単位等の認定) に基づき、学則第 58 条 (科目等履修生) の規定により修得した単位を含み、本学に入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとし、60 単位を超えない範囲で認定している。認定した単位の成績証明書における評価は、「認定」である。【資料 2-4-5 (学則第 29 条)】

8) 研究生

研究生の受け入れは、学則第 64 条に定めるほか、「研究生に関する内規」を定め、大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で本学において特定の専門事項について研究することを志望する者について、選考のうえ、教授会の議を経て研究生としての入学を学長が許可している。研究生が研究を修了したときは、研究レポートを提出させ、指導担当教員が審査し、学長に報告し、教授会の議を経て研究生修了証明書を交付している。【資料 2-4-6 (研究生に関する内規)】

9) GPA

本学では、GPA を活用した成績評価制度は、設けていない。

10) シラバス

学生に示すシラバスには、授業の概要、到達目標、授業計画はもとより評価方法を明示するとともに、準備学習を含む授業時間外における学習（予習・復習）についてもアドバイスして学修効果を高めるようしている。また、シラバスは、Web サイトにおいて一般公開している。【資料 2-4-7 (本学ホームページ)】(トップページ>学園のご紹介>情報公開>シラバス)

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

各教員が成績判断基準を共有し、学修達成度を適切に評価し、単位認定をするとともに、学位授与方針に沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者については、教授会で審議して卒業を認定している。従って、直ちに改善・向上方策を行う状況にはないが、今後も随時検証を行い、必要に応じて改善を図っていく。
また、GPA 制度の導入については、今後検討をしていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

授業としては平成 24(2012)年度より大学 1 年、2 年の必修科目として「キャリアデザイン I・II」を取り入れた。「人生や職業に関心を持ち、自主的に行動する学生を育てる」ことをねらいとしており、具体的には「①自分を知り自己理解を深める中で将来の自分の在り方を考える。」「②社会を知り、社会で活躍するための力(知識・教養)を高める。」「③自ら学び考えて解決することができる力を身につける。」という内容である。

キャリア支援課には職員が常駐、各職種の就職情報や求人票を設置し、学生の就職支援や指導を行っている。また、キャリアカウンセラー等の専属職員・教員を配置し、学生の就職活動を支援する資料の提供や就職相談に対応しているだけでなく、学生の要望に応え、学生個々のエントリーシート・履歴書・自己PR等の添削指導も含め、きめ細やかな指導、助言にあたっている。【資料 2-5-1 (就職活動ガイドブック「なりたい!」の

実現を目指して)】

また、年間を通じて就職に関するオリエンテーションを開催し、キャリア支援課が実施する「特別講座」や「就職対策講座」、「資格取得支援講座」などへの学生の参加を促している。【資料 2-5-2 (資格取得の手引き)】、【資料 2-5-3 (就職・資格ガイダンス等の予定)】

教員で組織されたキャリア支援委員会はキャリア支援課課員と綿密な連携を取り、学生の就職、資格取得のための事業の改善、計画、実践に協力している。

体育施設、一般企業の懇談会等に参加し、情報交換、情報収集等を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

必修科目の「キャリアデザイン I・II」の授業は、平成 24(2012)年度より開始し、現在グループ担任による少人数での授業形態であるため、きめ細やかで、学生個々を把握できる良い状態である。これからの課題としては、グループで差が出ないように指導テキスト【資料 2-5-4 (キャリアデザイン I・II)】により指導しているが、教員の資質によるものが大きく、すべての学生に同質の内容を提供することが挙げられる。その改善策として、授業終了後教員と反省会を開催し、教員の意見を集めるとともに、学生からの授業評価も実施し改善方法を検討している。この検討を引き続き行うことで、グループごとの差が出ないように徐々に改善していく必要を感じている。

「就職対策基礎講座」【資料 2-5-5 (就職対策基礎講座日程等)】、「就職対策講座」【資料 2-5-6 (就職対策講座実施要項)】の開講、及び各種資格取得のための「資格取得講座」「受験対策講座」を開講しているが、平常授業の終了した時期や 5 限の開講となるため、クラブ活動に熱心な学生は参加できない状況も見られる。各クラブ担当の指導者の協力を求めている状況である。

社会体育施設と一般企業の採用担当者との懇談会では、例年本学学生の指導に役立つ内容のご意見をいただけるので、今後も続けていきたい。また、インターンシップを通して関わりのある企業の方にも、本学学生への要望を伺い、学生の指導に役立てていきたい。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

本学では、基準 2-4 で述べたように学修成果を成績評価基準に基づき、試験の成績に平素の学習と出席状況等を総合的に判断し、適切な成績評価を行っている。その結果、本学の定める学位授与方針に沿った学修成果を修めた者に対し、卒業を認定し、学位を授与している。また、単位修得状況や学修に関して問題を抱えている学生については、

教科指導教員やグループ担任が個別面談を行い問題解決に向けた指導を行っている。本学では、学生への日常的なきめ細やかな指導で、個々の学生の学修状況と教育目的への到達状況を把握し、全教職員で共有し、学修指導に努めている。

また、本学では、平成 17(2005)年度から学修成果の査定（アセスメント）、授業改善の成果を一層確実なものにすること、及び学生から改善意見を聴取することを目的として、全教員・全教科目で授業アンケートによる授業評価の調査を実施している。全ての授業実施後は「シラバスに基づく授業展開実施報告書」【資料 2-6-1】を各授業担当者が提出して、学生による授業評価アンケートの結果を受けて授業改善方を報告している。

平成 23(2011)年度に本学の女子体育研究所が、「平成 23 年度卒業生に対する学生満足度調査」を実施し、調査内容の概要は、出身地域と居住区分、入試区分、大学全般・授業内容の満足度、教員・施設・設備の満足度、各部署のサービス体制、学生生活全般の満足度、人間的な成長についての自己評価などについてアンケート形式で調査し、報告書を刊行した。【資料 2-6-2（平成 23 年度卒業生に対する学生満足度調査報告）】

なお、本学では、建学の精神に基づいてスポーツ文化を社会に浸透させる使命をもつ人材の育成を主とし、高等学校教諭一種・中学校教諭一種（保健体育）の教員免許取得を希望する学生が極めて多いことから、教員免許状を取得しやすい教育課程編成に重点を置いている。また、「健康運動指導士・実践指導者」養成校及び日本体育協会公認スポーツ指導者認定校として資格取得への道を開くことも編成方針として重視している。この教員免許状等の資格取得状況を通じて、教育目的の達成状況を把握し、点検・評価の指標の一つとして活用している。【資料 2-6-3（教員免許状取得状況）】

また、就職・進学状況も教育目的の達成状況の点検・評価の指標の一つとして活用している。なお、就職・進学状況は、キャリア支援課が毎年度、整理・公表している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成度の点検・評価方法について、特段の課題はないが、今後、カリキュラムマップの導入をも視野に入れて検討を進めていく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、様々な組織・体制で手厚くきめ細やかな学生サービスを展開している。

1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織として学生委員会を設置し、学生の厚生補導に

関する事項について企画・協議し、その執行にあたっている。学生委員会は学生部長が委員長となり、8人の教員及び学生課長で構成され、定期的に月1回及び必要に応じ臨時的に開催している。学生の福利厚生と学生生活の充実発展を目的として、様々な学生指導に関する施策等について企画・協議し、原案を作り重要案件については教授会で承認を受け業務を遂行している。【資料 2-7-1 (学生委員会規程)】

学生サービス・厚生補導業務を遂行する事務組織には、学生部長のもとに学生課、学生相談室、健康相談室、学生寮があり、それぞれに専任の職員を配置している。【資料 2-7-2 (平成 26 年度学生部組織 (役割分担)】

全国都道府県単位に設置されている後援会支部を通して、教員(部館長、同経験者)と保護者の個別面談による意見交換を行っている。また、保護者からの意見・要望をまとめた報告書を全教員に配布し共有した上で個別に指導に当たっている。この保護者会は、保護者から高い評価を受けている。

2) 生活支援

学生が安定した生活を送り、学修に専念できるよう学生寮(ふじ寮)を設置している。エビデンス集(データ編)【表 2-26】のとおり入寮者は 262 人(大学 222 人、保体 16 人、児教 24 人)で、寮の管理は学生委員(専任教員)2人を寮監に配置し、「学生寮関係規程集」に基づいて生活指導を行っている。【資料 2-7-3 (学生寮関係規程集)】

また、食事や施設設備などについて、適宜アンケートを実施し学生サービス状況を把握し、改善に努めている。

管理運営には、事務職員の2人が寮生指導員として寮に常駐して生活全般を把握しながら生活指導に当たっている。また、大学周辺の下宿・アパート等の紹介も行っている。さらに、社会体験や就業体験に有益なアルバイトについては、本来の学修に支障をきたさない範囲内で行うよう指導し、大学が良好と認めた職種やアルバイト先について紹介を行っている。これらの学生生活に関する支援については、後援会支部懇談会で保護者に説明している。

3) 課外活動支援

学生の課外活動全般は学生部クラブ組織図【資料 2-7-4】において位置づけられ、学生部クラブ担当教員がその任に当たっている。【資料 2-7-5 (平成 26 年度クラブ関係者一覧)】課外活動として位置づけられているクラブは、専任教員が部長を務め教育指導全般を行っている。大学の専門実技領域を担当している教員は、当該クラブの実技指導の責任も担っている。それ以外のクラブについては学外指導者を委託し、技能向上に努めている。特に、学外指導者の中から優れた指導力を発揮し成果を上げている指導者については、審査のうえ特別学外指導者として認定し、クラブの指導体制の強化を図っている。特別学外指導者は平成 25(2013)年度 3 人で月額 5 万円の指導費を支給している。

大学のクラブ活動状況は、平成 25(2013)年度競技スポーツ系 26、レクリエーション系 5、芸術・文化・社会系 4、サークル 2、活動承認クラブ 9 のクラブ総数 46 で加入者 1,022 人、加入率 69.0%になっている。【資料 2-7-6 (平成 26 年度クラブ部員数)】クラブ活動の成績は、学園内に掲示するとともにホームページにも掲載し、保護者には後援会発行の学園便りに各クラブの活動状況を掲載し知らせている。【資料 2-7-7 (学園便り・第 123 号)】

各クラブへの経済的支援としては、各クラブの活動実績を審査し補助費を支給している。また、後援会、学友会（学生自治会組織）からも補助費を支給している。【エビデンス集（データ編）【表 2-14】】

平成 24(2012)年度からは本学の競技スポーツ系クラブのうち、特に社会的知名度の向上に貢献するものと期待できるクラブ 6 クラブを大学指定クラブとし、特別コーチ 4 人を配置して強化費を支給した。平成 25(2013)年度は 8 クラブに支援を行っている。

各クラブへのクラブ活動補助については、補助金配分基準に基づき補助金の支出を行っており、適正に執行されている。【資料 2-7-8（平成 25 年度クラブ補助金配分基準及び実施細目・運用規程）】

4) 障がい者支援

障がいを持つ学生の支援については、入学式、卒業式では手話通訳の支援を行い、授業やその他ではノートテーカーの対応に努めている。聴覚障がい者には入学時にグループ担任と学生課（手話対応できる職員）が連絡を取り合い、きめ細かいサポートに努めている。また、教務課、健康管理センター、キャリア支援課、図書館等とも連携を取りながら、支援の強化を図っている。施設においては平成 24(2012)年から平成 25(2013)年度に掛けて洋式トイレやスロープ、エレベーターの設置など改善に努めてきた。

5) 経済的支援

学生に対する経済的な支援については、各種奨学金がある。日本学生支援機構奨学金、地方自治体・民間団体等の他に本学独自の学生への助成制度として、藤村学園育英奨学金、スポーツ奨学金がある。【エビデンス集（データ編）【表 2-13】】

藤村学園育英奨学金はスポーツ、勉学、その他文化的分野において将来性のある優れた資質をもつ学生で、経済的支援を必要とする学生を対象とし、学生委員会で奨学生候補者を決め、理事会で決定し、奨学金を給付している。平成 25(2013)年度の藤村学園育英奨学生は 52 人で支給額は 1,560 万円（予算額 1,500 万円）であった。【資料 2-7-9（平成 25 年度藤村学園育英奨学生の選考結果について）】

スポーツ奨学金は、本学の競技スポーツ系クラブ部員で優れた成果をあげ、かつ学業人物ともに優秀な学生を競技力向上委員会で奨学生候補者を決め、理事会で決定し、年度末に表彰し奨学金を給付している。平成 25(2013)年度のスポーツ奨学生は 38 人で支給総額は 725 万円（予算額 1,000 万円）であった。【資料 2-7-10（平成 25 年度スポーツ奨学生（資料））】

また、経済的に厳しい家庭については、授業料等の分納・延納の申請手続きができるようグループ・ゼミ担任と学生課が密接に係わり指導・支援を行っている。

6) 学生相談・健康相談

学生生活が健全に営まれる基本的条件としての健康管理は、健康管理センターがその任に当たっている。年度当初には、全学生対象に健康診断を実施し、問題のある学生については健康管理センターが個々に対応している。日々の健康相談についても健康管理センターがその任にあたり学生の保健管理とそれに伴う健康指導、学内での急病、外傷の応急処置を行っている。

また、体育大学であるためスポーツに伴う慢性障害に悩む学生も少なくない。本学では理学療法士の資格を有する教員がリハビリテーション相談及び指導を行っている。ま

たりハビリテーション室を設置し学内で利用できる体制を整えている。

医師による健康相談については、専任教員である男性医師が週3日各1時間行っているが、平成24(2012)年度から週1日非常勤ではあるが女性医師を配置し、女子学生に相談しやすい体制としている。

心的支援については、専任教員による教育相談や女性の臨床心理士によるカウンセリングが受けられる機会を設けている。【エビデンス集(データ編)【表2-12】】

そのような学生の状況は、グループ担任、ゼミ担任、関係事務職員と連携しながら把握し適切に対応している。【資料2-7-11(学生相談体制について)】

学生相談箱を学園内に3か所設置し、相談しにくい問題等について対応している。悩みや要望などを備え付けの用紙に記入し相談箱に投函する。その内容は学生部で把握し、学長に報告のうえ、必要に応じて関係各部署への適切な対応を求める。平成25(2013)年度は10件の相談があった。

学生のより豊かな学習活動を支援するためのオフィスアワーを設けている。全教員が研究室に確実にいる曜日と時間を公表して、学生の相談等に対応している。全教員の曜日と時間の設定は、前期・後期にポスターを学内に掲示し、チラシを作成して全学生に周知している。【資料2-7-12(平成25年度オフィスアワー一覧)】

また、学期を通してグループ担当・ゼミ担当教員が学生とのコミュニケーションを図り、指導を行うと共に信頼関係に基づき気兼ねなく意見を交わすなど、学生の意見を汲み上げるように努めている。教育活動経費の一部を補助し(一人あたり1,000円)、円滑にコミュニケーションをとるために支援している。【資料2-7-13(グループ・ゼミ指導補助費取扱実施要項)】、【資料2-7-14(グループ・ゼミ担任の学生に係わる指導について)】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生サービスの支援体制は学生部長の下で、生活指導、学生相談関係、学友会関係(クラブ活動・藤園祭)、奨学金関係、ふじ寮について学生委員の中で担当委員を決め、緊密な連携により適切かつ円滑な支援を行っている。

藤園祭においては、担当委員が学生のサポートを行い、多くの教職員が参加し、学生とのコミュニケーションをとっている。ふじ寮では年3回(新入生歓迎会・七夕祭・クリスマス会)開催し、学生委員、学生課職員が参加をして学生との親睦を深めている。

学生への経済支援は、日本学生支援機構の他に、本学独自のスポーツ奨学金制度と藤村学園育英奨学金制度の実施で、幅広く学生への支援ができていると考えられる。特に、藤村学園育英奨学金は、本学の教育理念に沿った優秀な逸材を支援するもので独自性が評価される。

クラブ活動については、学生の大部分が積極的にクラブ活動に参加しており、活発に行われている。フレッシュウィークには、クラブ紹介を含む1年生合同歓迎会を設けて、46クラブが実演やパワーポイント等で紹介を行っている。クラブ活動に対する経費補助については、補助金配分基準に基づきクラブ担当学生委員が査定し、学生委員会の決定を受けて各クラブに補助金の支出を行っており、明確・適切に執行するよう努めている。

学生の勉学や学生生活の相談については、オフィスアワーを設定したことにより、学

生が教員に相談する機会が増えた。平成 18(2006)年度に臨床心理士によるカウンセリングが開始され、さらに平成 26(2014)年 3 月には、各クラブ主将・主務研修会において臨床心理士によるメンタルケアに関する講話会が行われ、メンタル面での学生ケアの体制が強化された。

学生生活などについて、全国都道府県単位に設置されている後援会支部を通して、教員（部館所長、同経験者）と保護者の個別面談による意見交換は、保護者から高い評価を受けている。

平成 24(2012)年度から保護者からの意見・要望・アンケート結果などをまとめ、全教員に報告して、適切な指導のためのフィードバック体制をとっている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

日本学生支援機構の奨学金は延滞者の増加に伴い、学生への指導を担当学生委員、学生課職員と共に、迅速かつ的確に手続きができるよう全体へ、また個別にきめ細かな指導を行い改善と向上を図る。

学生生活の指導については、特に学外でのマナー指導の重要性を感じている。年 2 回のガイダンスを通して自転車走行や歩行について、学生の資質向上に努めている。現在の交通ルールに対応するべく、雨天時での雨具の着用、自転車に乗りながらの携帯・ヘッドホンの使用禁止に向けて、社会人として身に付けておくべき基本的な知識を具体的に習得させていく。

クラブ活動の支援については、学友会、各クラブと学生部が緊密な連携をとり、大学の支援体制がより効果が上がるように努めていく。

学生の憩いの場所については、平成 23(2011)年 2 月より、4 号館 1 階に学生ホールを設置し、屋上に憩いの広場を設けた。また、校内にベンチを増設し、2 号館 1 階教室を昼休みに解放するなど改善に努めているが、さらなる対応を心がけ改善等に努めていく。

学生食堂・ふじ寮の食堂の食事内容も改善を行い、健康に配慮した食事の提供に努めて取り組んでいく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学は、1 学部 1 学科で構成されている。本学の教員組織は、大学設置基準の定めるところにより、教育課程を適切に運営するため、エビデンス集（データ編）【表 F-6（全

学の教員組織】のとおり、必要な専任教員を配置している。この表に示す通り、大学設置基準上の必要な専任教員数 35 人を充足している。

専任・兼任の教員数についても、前掲【表 F-6（全学の教員組織）】のとおりであり、専任教員数は 35 人、兼任（非常勤）教員数は 35 人となっている。その他、体育実技補助等のため教務補佐員を 9 人配置している。

教務補佐員とは、本学専任の事務職員であって、実技・実習関係補助及び事務補助の業務に従事する者で、本学を卒業した者のうちから選考のうえ、任用される者をいう。

年齢別の教員構成は、エビデンス集（データ編）【表 2-15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成）】のとおりであり、66 歳以上の教員が全体の 14.3%、51 歳～65 歳までの教員が全体の 40.0%、26 歳～50 歳までの教員が全体の 45.7%となっている。

また、職位別でみると教授が全体の 62.9%となっている。

以上のことから、必要な数の専任教員が配置され、教員の職位、年齢構成についても概ねバランスがとれていると考えている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の採用・昇任等

教員の採用・昇任は、「学校法人藤村学園人事に関する規程」【資料 2-8-1】及び「職員任用の内規」【資料 2-8-2】に基づいて行っている。教員の採用・昇任の審査は「東京女子体育大学教育職員資格審査規程」【資料 2-8-3】に規定している。同規程第 2 条において、「資格審査は、教育研究上の経歴及び業績、人格識見、社会的活動、健康状態等の総合的審査及び藤村学園人事委員会規程【資料 2-8-4】に基づき審査する。」としている。

平成 23(2011)年度に「資格審査委員会規程」と「審査基準内規」を統合し、大学・短期大学毎の「教育職員資格審査規程」として整備した経緯があるが、この教育職員資格審査規程は、大学と短期大学で区別して規定しているものの、大学との兼任を見据えて、大学の規程・基準と同等のものを用いて審査してきた経緯がある。

そこで平成 25(2013)年度に、大学設置基準及び短期大学設置基準にそれぞれ照らした規程の改正を行い、公正に審査し、齟齬が生じないように規程の整備・充実を図った。平成 26(2014)年度採用・昇任等の審査は、平成 25(2013)年 9 月 4 日に改正した、大学・短期大学毎の「教育職員資格審査規程」に基づき人事委員会から教育職員資格審査部に資料作成を依頼している。

なお、教育職員資格審査部会委員は人事委員会委員長（学長）が委嘱している。

教員の採用の手続きは、候補者を常任理事会及び人事委員会で選定し（絞り込み）、人事委員会から教育職員資格審査部会に資格審査に関する資料作成を依頼、教育職員資格審査部会から出された資料を常任理事会及び人事委員会で検討した後、教授会において資格審査結果についての協議を行い、理事会において採用を決定する手順となっている。

採用候補者の選定にあたっては、公募で行うこともあり、その際には、履歴・研究業績・教育業績の提出に加え、教育研究や学生指導に関する抱負（2,000 字以内）を提出させている。（平成 24 年 11 月実施「大学教員公募」【資料 2-8-5】）

昇任についても、ほぼ同様の手続きであり、経歴を勘案して候補者を常任理事会及び

人事委員会で選定し、領域主任に候補者を示す。そして、審査基準を満たしているとの認識に基づき本人が領域主任を通じて申請する。申請に際して、本人からは履歴・研究業績・教育業績に加え、「教員業績自己申告書」【資料 2-8-6】を提出させている。また領域主任からは「推薦書」を提出することとしている。本学では、「体育実技」「体育理論」「一般・教職」の3つの領域に分け、それぞれに領域主任を委嘱しており、昇任候補者の申請は各領域主任を通じて行っている。

2) 教員評価、研修、FD 活動等

学生からの教員評価としては、平成9(1997)年度から「学生による授業評価アンケート調査」を毎年実施している。平成16(2004)年度までは各授業担当者に実施について任されていたが、平成17(2005)年度からは全科目・全クラスを対象に組織的に行っている。平成21(2009)年度には質問項目を精査し、運動実技系科目と講義系科目を分けて集計するなど改善を行い、現在、専任教員全員が実施している。非常勤講師を含め、各授業担当者に集計結果を配付し、その結果をもとに各授業担当者は分析し、見解及び今後の授業展開について報告している。

「FD 委員会規程」【資料 2-8-7】に基づき FD 委員会を設置している。委員会の審議事項は、①FD の企画及び実施に関する事項 ②授業評価に関する事項 ③教育及び研究の改善に関する事項 ④教員研修の企画、運営に関する事項 ⑤その他、FD に関する事項であり、年間6～7回程度、委員会を開催し課題解決に努めている。

平成25(2013)年度のFD委員会では、FD研修会の企画、教員の研究活動の推進（教員の研修及び研究に対する支援対策等）、授業評価（学生による授業評価アンケート）等について検討した。

教員の資質の向上を図り、教育・研究活動の充実を目指すため、平成25(2013)年度には、FD研修会を2回実施した。第1回目は、11月6日（水）に「運動部活動における体罰等の根絶について」というテーマで外部講師による講演会を開催した。講師には元文部科学省スポーツ青少年局参事官・順天堂大学スポーツ健康科学部教授の長登健氏を依頼した。第2回目は、2月5日（水）に「学生が意欲をもって学べる授業の工夫」というテーマで、グループ毎に日頃の授業における工夫を紹介し合い、意見交換を行った。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学の教養教育は、教育理念である「人間教育に力を入れ、知識・技能のみに偏しない、社会性や深い教養を身に付けた、人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成」することを目的として設定している。

また、本学の教育目標である「社会の様々な場で活躍できる人材の育成を目指す」「体育・スポーツ・芸術を通しての人間の陶冶を目指す」「グローバル時代に対応できる人材の育成を目指す」等を実現するためのものとして位置付けている。

上記のように社会変化に対応した幅広い教養を培うため、平成24(2012)年度から1年次を対象に導入科目・基礎科目・キャリア科目を必修科目として設けている。

教養教育科目は、専門の教員が授業を行う実施体制をとっており、時間割り等の都合で同時開講となってしまう場合もあるが、選択は保証されており、適正に実施されてい

る。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教員の資質の向上、教育・研究活動の充実のため、FD委員会を中心に大学全体で取り組み、FD活動の活性化を図っていく。現在FD委員会では、教員の研究活動の推進策や指導力（授業力）の向上策を検討しているが、さらに具体的な方策を検討していく。教員相互の授業公開（授業参観・相互観察）は実施している教科（音楽）もあるが、全体的に積極性に欠けており、活性化していきたい。

教養教育実施のための体制には特に課題はないが、今後もさらに学生及び社会のニーズに応えるよう検討をおこない、学生に分かりやすい授業展開ができるよう工夫を行っていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

東京女子体育大学は、併設の東京女子体育短期大学と同じ校地にある。校地面積は47,657㎡、校舎面積は33,832㎡で、東京女子体育短期大学と共有している。大学と短期大学の収容定員に基づく比率によって、それぞれを按分すると校地面積38,126㎡（80%）、校舎面積27,066㎡（80%）となり、いずれも大学設置基準の校地面積（12,800㎡）、校舎面積（8,660㎡）を十分に充足している。

建物は1号館から12号館まであり、その他にクラブハウスや自転車置き場【資料2-9-1（建物別建設年時表）】を設置している。食堂、合宿所のある6号館（延床面積1,699㎡）が昭和50（1975）年12月に建設されているほか、昭和62（1987）年3月の9号館（延床面積2,856㎡）まで8施設が昭和年代に建設されたものであり18,624㎡、全体の53%となっている。一方、1,020席の規模の多目的ホールのある3号館（延床面積2,481㎡）が平成5（1993）年8月に建設されているほか、平成24（2012）年10月の12号館（延床面積149㎡）など6施設が平成年代に建設されたものであり16,331㎡、全体の47%となっている。建設年月の古い施設設備について、順次改修工事を行い施設設備機能の保全充実を図っている。特に、普通教室、特別教室、研究室、ゼミ室、武道場、健康管理センター、キャリア支援課のある4号館は、プレキャスト・プレストレス造6階建、延床面積7,632㎡で、平成23（2011）年3月に建設され免震構造など最新技術を備えたものとなっている。

また、他の施設も体育館、食堂、合宿所、プール、音楽練習室、図書館など教育活動の積極的な推進に向けた用途として使用されている。

運動場用地は全体で 24,204 m²となっている。個別にみると、陸上競技場は面積で 15,876 m²、8 コース 300mトラック 4 種公認競技場で昭和 60(1985)年に整備された設備である。また、ソフトボールやラクロスに利用するソフトボールグラウンドは広さ 4,708 m²で平成 20(2008)年に整備されたほか、軟式・硬式テニスに使用するテニスコートは 4 面規模の施設で昭和 59(1984)年に改修され、広さは 3,961 m²を有する施設【資料 2-9-2 (キャンパス内施設案内図)】である。授業、クラブ活動等野外での教育活動に有効に活用されている。

なお、陸上競技場には円盤投げや、やり投げに対応する投てき用施設も確保されている。

体育施設は、体育大学である本学の特性から 6 つの体育館、武道場、温水プール、トレーニングルーム、陸上競技場、ソフトボールグラウンド、テニスコート 4 面、屋上運動スペース等【資料 2-9-3 (グラウンド・テニスコート・体育館・武道場・プール等設置状況)】多彩な施設設備を保有している。その詳細は、第 1 体育館は、バレーボールやバスケットボール用、体力づくり授業として 1,904 m²、第 2 体育館は、器械体操競技用として 1,073 m²、第 3 体育館は、新体操やバドミントン、授業として利用され 1,073 m²、第 5 体育館は、ダンス競技用として 765 m²、第 6 体育館は、卓球、トランポリン、ランニングコース、授業として利用され 1,074 m²、第 7 体育館は、ハンドボールや授業として 1,313 m²、そのほかに、柔道や剣道に使用する武道場 592 m² (畳は 128 畳) や水泳用のプール 25m×17m 8 コース、サッカー等が利用できる人工芝を張っている 4 号館屋上の運動スペース 415 m²やトレーニング機器を使用するトレーニング室 225 m²を設置して、授業やクラブ活動などに対応し、継続した円滑な教育活動を支援している。

情報関連機器の整備状況について、コンピューターは、サーバーのセキュリティ対策の強化のほか「学内の情報関連ルール」【資料 2-9-4】を定め、学生ひとりひとりにメールアドレスを発行し、履修届など各種連絡にも利用するなど利便性の向上を図っている。

また、ウィルス対策に万全を期すとともに、ファイル送信の際のパスワードの設定や利用者権限などにより、適切な管理に努めている。また、管財課に S E を配置し、情報技術の向上に関するアドバイスや支援を行うとともに、利用端末の対応等にも配慮している。

学生への情報提供システムについては、平成 22(2010)年度から Web ポータルシステム (キャンパスビジョン) を稼働し、Web 掲示板上で授業の休補講、教室変更等の情報を携帯電話やパソコンで得られていたが、平成 25(2013)年度から、Web 履修管理等の機能を備えた新学務系システムを導入し、学外からでもネット環境があれば、学生は履修登録が可能となり成績や授業情報も閲覧できる。

教員は成績登録や出欠管理ができ、職員はこれらの学務管理ができるようになっており、一層の利便性を図っている。学生に対してはスタディールーム等を常時開放し、インターネットを使用できる環境を整えている。

学内で学生が利用できる P C は、マルチメディアルーム 92 台、スタディールーム 15 台、図書館 37 台、キャリア支援課 8 台、ふじ寮 10 台となっている。また、平成 25(2013)年 9 月に無線 LAN を設置し、平成 26(2014)年 4 月から学生の利便性向上を図っている。

特に、障がい者への配慮として1号館にはスロープ、2号館・4号館・10号館には車椅子に対応したスロープ、エレベーター（点字表示付）、4号館・10号館には「だれでもトイレ」を設置している。また、点字ブロックを正門から1号館、4号館と6号館の一部に設置している。

講義室、演習室、実習室の授業用機器・備品については、教育課程編成・実施の方針に基づいて十分に整備してある。また、特に音楽教育のためのピアノ練習室は34室を有するとともに、ピアノ台数は63台【資料 2-9-5（大学が使用している音楽室の現況）】を有している。また、全ての教室にAV機器（プロジェクター、OHP、DVD）を設置しており、大多数の教員がAV機器やコンピューター機器等を活用して効果的な授業を行っている。メディアホールには、天井にカメラが設置されておりピアノの鍵盤上の指の動きを映すことができ、調整室の機器で編集し100インチのプロジェクターに映し出すとともに、音響のコントロールを行っている。

図書館は平成16(2004)年に創立100周年を記念して建設された。図書館の特色は、本学創立の目的が女子体育指導者を養成することであったことから、戦前、戦後における我が国のスポーツ界の足跡を記録した資料、本学の実質的創設者の藤村トヨの発行した図書・雑誌、学校ダンスの権威者であった伊澤エイの図書、元学長森梯次郎が残したドイツ体育に関する文献等貴重な資料が数多く所蔵されている。【資料 2-9-6（東京女子体育大学・東京女子体育短期大学附属図書館案内）】それらの貴重な資料は計画的に電子化して保存している。【資料 2-9-7（電子化リスト）】

図書館の規模は地上3階、地下1階で延床面積2,277㎡、閲覧席254席、収納可能冊数24万4,000冊で、東京女子体育短期大学と共有しており、蔵書検索機6台、パーソナルコンピュータ37台、AV機器5台を設置している。購入データベースは雑誌記事索引、新聞記事索引、電子ジャーナルを中心に6種類で図書館のホームページを通して学内からも活用しやすいようにしている。【資料 2-9-8（図書館ホームページ・データベースのページ）】また館内の1階、2階の座席には電源、LAN(有線・無線)を配備しており、LANコードの貸出も行い学生持込ノートパソコンに対応している。

教職員は館長、司書資格を持っている正規職員2人と臨時職員2人で構成している。開館日数は254日で開館時間は授業のある期間の平日は9時～19時で、土曜日は9時から14時（試験期間前、試験期間中と卒業研究提出前の土曜日は17時）まで開館している。入館者は毎年4万人を超えている。【資料 2-9-9（図書館ホームページ・カレンダーのページ）】利用者教育は新生には入学オリエンテーション時と在学生には5月と11月に利用者教育「ライブラリー・ツアー」を行い毎年200人近くの参加があり好評である。【資料 2-9-10（2013(平成25年度)図書館行事報告書 P.3)】

広報活動は図書館のホームページの充実とともに年2回図書館報「リーヴル」を発行し、全学生対象に配布している。【資料 2-9-11（東京女子体育大学・東京女子体育短期大学附属図書館報「LiVRE」No. 16, 17, 18, 19）】また、図書館の蔵書検索のページでは時々のブックリストを掲載し学生の利用を促している。それに伴い図書館1階の新刊架では、特別展示も行っている。【資料 2-9-12（図書館ホームページ・蔵書検索のブックリストページ）】

平成25(2013)年度末の蔵書数は18万6,947冊である。資料はジャンル別に見ると教

育関係 46,849 冊、体育関係 43,682 冊、その他 96,416 冊である。【資料 2-9-13 (平成 25 年度図書館年次報告書 P.4)】資料選定は毎年すべての教員と専任の司書から専門書を中心に幅広く資料の推薦を受け付け、図書館運営委員会で選定している。また、学生についても常に推薦資料の受け付けを行っており、平成 25(2013)年度から学生選書会も行い学生のニーズにも対応した選書も行っている。【資料 2-9-14 (2013(平成 25 年度)図書館行事報告書 P.5)】

学外協力活動については、文献複写は近年の電子化の影響で減少しているが、各大学間の学術情報ネットワークへ積極的に加入し、相互貸借に対応している。【資料 2-9-15 (平成 25 年度図書館年次報告書 P.16)】

地域貢献として、学園祭の折に開かれる地域の子どもの対象に絵本・紙芝居の読み聞かせの会「図書館は楽しい」を開催し、毎年 100 人以上の参加者がある。【資料 2-9-16 (平成 25 年度図書館行事報告書 P.9)】また、平成 25(2013)年度には中学生の職場体験活動も受け入れており、2 人 3 日間受け入れた。【資料 2-9-17 (図書館ホームページ・お知らせ「中学生が職場体験活動に来ました!」)】

特筆すべきは過去 10 年間さまざまな図書館運営委員会行事を行い、学生利用の促進を促している事である。【資料 2-9-18 (2013(平成 25 年度)図書館行事報告書)】機関リポジトリについては、図書館のホームページで国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援委託事業に参加し、本学発行の紀要を創刊号から公開している。【資料 2-9-19 (図書館ホームページ・データベースのページ)】

施設の安全性については書架を頭つなぎで固定し、耐震性を増した構造にしている。また、書架間の幅も車イスでも通行できるように配慮している。館内には避難経路図を各所に掲示し、各館員用ヘルメット、懐中電灯を備え、学内の避難訓練に合わせて図書館独自の避難訓練も毎年行っている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業科目のクラス編成については、下表の通りである。授業内容や対象学年などを踏まえ、教育効果に配慮したクラス分けを行うよう工夫している。特に「演習科目」「実技科目」については、少人数クラスの編成になるよう努めている。さらに、教養科目のうち外国語コミュニケーション(英語)は年度初めにプレメントテストを実施し、クラスを編成している。

平成 26 年度 クラス編成基準

区 分	学生数 (想定)	講 義	講 義 (教職資格)	演習	実技	備 考	
大 学	1 年	330	2(165)	3(110)	6(55)	6(55)	・()内は、1 クラスの学生想定数 ・1 年次の学生数は、入学予測数 ・大学3年次は編入学を加えた数 ・大学3・4年次()はコース制を考慮した人数。教職科目以外は、1クラスとし実態に合わせて増減
	2 年	380	2(190)	3(127)	4(95)	4(95)	
	3 年	390	1(65)	3(130)	1(65)	1(65)	
	4 年	330	1(55)		1(55)	1(55)	

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備面では、改修工事に併せ、LED照明への交換、遮熱フィルムによる輻射熱対策及びバリアフリー化を推進していく。また、体育館等の大規模天井の耐震工事を実施する。

図書館の開館時間を、平成 26(2014)年度からは授業のある期間は 9 時～19 時、土曜日は 14 時(試験期間前、試験期間中と卒業研究提出前の土曜日は 17 時)までとした。平成 26(2014)年度には入館ゲートシステムもバリアフリー対応の幅とした。

また、授業科目のクラス編成については、授業内容、講義室等の状況、受講学生の要望等を考慮し不断の見直しを進め、効率的な授業運営を工夫していく。

【基準 2 の自己評価】

入学者受入れの方針は、本学の各年度の「学生募集要項」において明示するとともに、本学ホームページ中の高校生・受験者向けページの冒頭に掲載して、告知を行っている。

さらに、オープンキャンパス、学外ミニオープンキャンパス、各種進学相談会・進学説明会、学生募集のための高校訪問（教員及び広報専門員等による訪問）等を通じ、本学の入学者受入れ方針を説明し、志願者等への周知に努めている。

入学者数は、募集定員 300 人に対し、平成 22(2010)年度 374 人、平成 23(2011)年度 330 人、平成 24(2012)年度 387 人、平成 25(2013)年度 389 人と安定しており、すべての年度において募集定員以上を確保している。このように適切な学生受入数を維持できている要因としては、様々な学生募集活動や各種広報媒体による広報活動等の総合的な成果といえる。

教育課程及び教授方法に関しては、本学は、建学の精神を生かした教育理念を踏まえ、8 つの教育目標を定めている。この教育目標を達成するため、学位授与の方針に示された到達点を見据えて教育課程編成・実施方針を明確に掲げており、この両方針は、本学の授業支援ガイドブック及びホームページに掲載している。

本学の教育課程は、学則に定めるとおり、教養科目、専門に関する科目、教職に関する科目に分けて編成し、授業は、講義、演習、実験、実技若しくは実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行っている。

教養科目、専門に関する科目及び教職に関する科目は、それぞれ、本学の教育課程編成・実施の方針に沿って体系的に編成し、授業科目を適切に開設している。

学修及び授業の支援については、毎年度入学式直後に全学生を対象としたフレッシュウィーク期間を設け、教職員が協働して、履修計画や時間割の作り方、履修登録の方法など詳細な説明を行っている。また、それ以外に資格取得、図書館利用案内等のオリエンテーションも実施している。

学修上の悩みについては、教職員の学修支援の中で把握し、適宜グループ担任又はゼミ担任がその指導にあたる体制が定着している。

さらに、全専任教員が週 1 回以上の「オフィスアワー」を設け、学生の学修上の問題、悩み等の相談に応じている。

また、構内3か所に「学生相談箱」を設け、学生の意見等を汲み上げている。

単位認定と成績評価については、「学則」及び「授業科目の履修等に関する内規」等に基づき適切に処理している。

卒業認定及び学位の授与は、学則で定める期間在学したうえで、所定の単位を修得して卒業要件を備えた者について、教務委員会が事前調査し、教授会の審議を経て学長が認定し、学位規定に定める学位を授与している。

キャリアガイダンスについては、キャリア支援課に職員が常駐、各職種の就職情報や求人票を設置し、学生の就職支援や指導を行っている。また、キャリアカウンセラー等の専属職員・教員を配置し、学生の就職活動を支援する資料の提供や就職相談に対応しているだけでなく、学生の要望に応え、学生個々のエントリーシート・履歴書・自己PR等の添削指導も含め、きめ細やかに指導、助言にあたっている。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、本学では、学修成果を成績評価基準に基づき、試験の成績に平素の学習と出席状況等を総合的に判断し、適切な成績評価を行っている。

また、本学では、平成17(2005)年度から学修成果の査定(アセスメント)、授業改善の成果を一層確実なものにすること、及び学生から改善意見を聴取することを目的として、全教員・全教科目で授業アンケートによる授業評価の調査を実施している。全ての授業実施後は「シラバスに基づく授業展開実施報告書」を各授業担当者が提出して、学生による授業評価アンケートの結果を受けて授業改善方策を報告している。

平成23(2011)年度には、本学の女子体育研究所が、「平成23年度卒業生に対する学生満足度調査」を実施し、報告書を刊行した。

学生サービスについては、学生サービス、厚生補導のための組織として学生委員会を設置し、学生の厚生補導に関する事項について企画・協議し、その執行にあたっている。

生活支援としては、学生が安定した生活を送り、学修に専念できるよう学生寮(ふじ寮)を設置している。寮の管理は学生委員(専任教員)2人を寮監に配置し、「学生寮関係規程集」に基づいて生活指導を行うとともに、寮生指導員として事務職員2人が寮に常駐して、学生の生活全般を把握しながら寮の管理運営にあたっている。

課外活動として位置づけられているクラブは、専任教員が部長を務め教育指導全般を行っている。各クラブへの経済的支援としては、活動実績を審査し活動補助費を支給している。

障がいを持つ学生の支援については、入学式、卒業式では手話通訳の支援を行い、授業やその他ではノートテーカーの対応に努めている。

学生に対する経済的な支援については、日本学生支援機構奨学金、地方自治体・民間団体等の他に本学独自の助成制度として、藤村学園育英奨学金がある。

また、これらの経済的支援とは別に、本学独自の制度として、スポーツ奨学金制度を設けている。

教員の配置・職能開発については、大学設置基準上の必要な専任教員数を満たしており、年齢構成についても概ねバランスがとれている。

教員の採用・昇任に関しては、「東京女子体育大学教育職員資格審査規程」を定め、適切な運用を行っている。教員の資質・能力の向上に関しては、FD研修会、授業評価(学

生による授業評価アンケート調査)など、組織的に取り組んでいる。

教養教育は、本学の教育目標である「社会の様々な場で活躍できる人材の育成を目指す」「体育・スポーツ・芸術を通しての人間の陶冶を目指す」「グローバル時代に対応できる人材の育成を目指す」等を実現するためのものとして位置付けて、適切に実施している。

教育環境の整備に関しては、大学設置基準が定める校地・校舎等の要件を満たしているほか、体育大学ならではの充実した体育施設（6つの体育館、武道場、温水プール、トレーニングルーム、陸上競技場、ソフトボールグラウンド、テニスコート4面、屋上運動スペース等）など、教育目的を達成するために必要な施設を適切に整備している。

また、附属図書館は座席数、蔵書数、雑誌数、映像資料数、データベース数は十分である。映像資料に対応する視聴装置も十分な数を備えている。電子化された電子資料、データベースへのアクセスのためのコンピュータを37台備えており、持込パソコン用の有線、無線LANも十分である。開館時間も授業時間終了後1時間まで開館して学習時間を確保している。広報活動も年2回の図書館報「リーヴル」の発行と図書館ホームページの充実にも努めている。資料選択も教員、専任の司書、学生から幅広く受け付けている。学生への啓蒙活動として図書館運営委員会行事も行っている。地域貢献としては学園祭の折に開かれる地域の子ども対象に絵本・紙芝居の読み聞かせの会「図書館は楽しい」を開催し、毎年100人以上の参加者がある。平成26(2014)年度からは地域交流センターとの共催事業として6月に「絵本の読み聞かせ」も行う予定である。さらに、中学生の職場体験活動も受け入れている。施設の安全性は耐震性を中心に配慮しており、緊急時に対応できるように職員の訓練も行っている。

以上のことから、「学修と教授」については、各項目とも基準を満たしていると考えられる。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

大学を取り巻く環境は、少子高齢化等の影響により、一段と厳しさを増しており、18歳人口は、平成 25(2013)年度の 122 万人から平成 36(2024)年度には 108 万人に減少することが見込まれている。

一方、大学における私立の割合は、76.7%、短期大学においては、93.4%を占めており、それぞれがしのぎを削り、建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開している。

本学においては、藤村トヨの建学の精神「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」に基づいて、新たな「知」の創造と活用を通じて、社会や人類の発展に貢献する人材を育成する大学を目指している。

高度なスポーツ科学や健康科学に関する研究を進め、その理論に裏づけされた実践教育を広く展開することによって、責任を果たしている。

この考えに基づき、教員養成機関として、これまでの成果を検証しつつ、社会の要請に応え、教育の情熱とより高度な専門知識・技能を保有する実践的な指導者を育成していく。

大学は、その使命である教育・研究活動の一層の充実・向上に向けて、弛まぬ努力と創意工夫が求められ、本学においては、教育内容の改善・充実を最重要課題としている。

教育・研究活動を継続していくための経営基盤の安定性の確保と財政収支の均衡を前提に財務計画を推進していく。

学生及び保護者の信頼を高める教育内容の充実に一層努め、建学の精神に基づき、より魅力ある大学を目指すための改革を進めていく。

今後も、引き続き教育内容の充実に取り組みながら、本学の魅力を発信する広報活動や将来像としての今後のあり方を検討し、競争的な環境のなかで、存続し発展していくための実効ある計画を策定し、全学一体となった取り組みを行っていく。

また、6年後の「2020 東京オリンピック・パラリンピック」を契機とする観点から、各種計画の遅速を検討していく。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

学校法人藤村学園は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的としており、この目的を達成するため、東京女子体育大学 体育学部 体育学科並びに東京女子体育短期大学 保健体育学科及び児童教育学科を設置している。【資料 3-1-1（寄附行為第 3 条及び第 4 条）】

私立学校の設置者は、学校法人であり、学校法人は、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めによって設立される法人である。学校法人の設置、管理運営については私立学校法第 3 章「学校法人」、第 2 節「設立」、第 3 節「管理」の定めによる。

また、私立学校法は、その第 1 条で、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と規定している。

本学は、この私立学校法の趣旨及び基準に則り、建学の精神を基柢に据えた教育理念【資料 3-1-2（学生便覧 P.1）】に基づき大学を運営している。

大学の設置に当たっては、学校教育法の規定に基づき、一定の基準を満たすことが必要であり、大学設置基準には学部学科などの組織形態から教員資格、教育課程等、施設設備に至るまで定められている。

私立学校はその他、私立学校振興助成法、学校法人会計基準、労働基準法など、多くの法令が適用されるが、本学は、これらの法令等を遵守し、法令改正や関係通達等があった場合には、遅滞なくそれに対応している。

法令等への遵守状況については、エビデンス集（データ編）【表 3-2】に記したとおりである。

また、法令等に基づく学内規定として、「寄附行為」、「学則」をはじめとして、「就業規則」【資料 3-1-3】、「給与規程」【資料 3-1-4】、「個人情報保護に関する規程」【資料 3-1-5】、「ハラスメント防止・排除に関する規程」【資料 3-1-6】、「安全衛生管理規程」【資料 3-1-7】などを定め適正に運用している。

さらに、研究活動における不正防止を図るため、「研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」【資料 3-1-8】を定め、研究活動が適正に行われるよう組織として取り組んでいる。

研究倫理に関しては、「研究倫理規程」【資料 3-1-9】及び「研究行動規範」【資料 3-1-10】を定め倫理的観点からも研究が適正に行われるよう取り組んでいる。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

学校法人藤村学園経理規程【資料 3-1-11】、学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程【資料 3-1-12】、学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程【資料 3-1-13】に基づいて施設・設備や物品の管理に努めている。

火災・地震対策については、学校法人藤村学園危機管理委員会規程に基づき、学生、教職員並びに近隣住民等の安全確保に努めている。また、火災・地震対策のため消防設

備専門業者による施設設備の定期点検と修繕、所轄消防署の指導に基づいて適切に整備・管理し、対処している。

防犯対策は、所轄警察署に依頼して学生への防犯講話、事例紹介を行い学生の防犯意識を高め、注意を喚起している。施設の防犯対策については、委託により正門等校地出入口に警備員を配置し、校内の定期巡回点検を昼間に2回実施するほか、外部の来校者に入構許可書を貸与するなど不審者の侵入防止に努めている。また、各門やロッカールームの出入口等には防犯カメラを設置し常時監視を行っている。

火災・地震を想定した避難訓練は、所轄消防署の協力のもと、全学生、教職員を対象に毎年実施している。また、本学が国立市の広域避難場所として指定されており、近隣住民の避難口をソフトボール場にも設置し避難が容易にできるよう施設している。現在国立市と、包括連携協定を締結している。国立市行政防災無線機も設置しており、災害時に電話が不通でも国立市と連携が取れるようになっている。

地球環境保全対策については、平成23(2011)年度に4号館屋上に太陽光発電装置【資料3-1-14(太陽光発電設備概要)】を設置すると共に、昼休み等に照明やパソコンの電源をこまめに切るなど省エネルギーに努めている。また、特別な場合を除き、夏季及び冬季の室温は、冷房28℃、暖房20℃に調整しているが、更に夏季においては、省エネルギーを図るため職員等によるエコ隊を編成して学内を毎日2度巡回点検し照明器具の適切な点灯や空調の温度設定確認を行うなど、省エネルギーの推進と学内関係者の意識の高揚を図っている。

屋上緑化については、4号館屋上及び10号館屋上に設置すると共に、1号館にグリーンカーテンを設置し、遮熱対策、CO2削減に取り組んでいる。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

情報の公表については、平成23(2011)年にホームページを更新して充実している。教育情報は、「情報公開」のページに建学の精神、3つのポリシー(ディプロマ・カリキュラム・アドミッション)、教員情報、シラバス等の教育と修学の基礎的な情報及び教育内容と方法等について掲載し、公表している。

財務情報は、「情報公開」のページに「財務の情報」の項目を設けて、予算と決算についてデータと図表を用いて年度別に公表している。また、事業計画書及び事業報告書を掲載し、公表している。

この他、平成17(2005)年に学校法人藤村学園財務書類等閲覧規程【資料3-1-15】を制定し、本法人利害関係者の閲覧に供している。また、学生保護者による後援会が発行する「学園便り・第122号」【資料3-1-16】に財務情報を掲載し、公表している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

学校法人藤村学園は、学校教育法、私立学校法ほか、大学の設置運営に関連する法令を遵守し、併せて、当該法令等に基づく学内規定を定めて適正に学園を運営している。また、本学は、藤村トヨの建学の精神「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」に基づいて、今後もその使命である教育・研究活動の一層の充実・向上に向けて、弛まぬ努力と創意工夫を重ねるとともに、積極的な広報活動等により本

学の魅力を発信していく。

環境保全及び安全への配慮については、各種法令等を遵守することはもとより、地球環境保全に鑑み、ごみの分別を徹底すると共にごみの削減について推進していく。ミスコピー用紙や不要な用紙の裏面再使用の実施、通知文書等のメール配信により紙の使用量を削減している。また、各課に複数台配置されているプリンターを、複合機に一元化する取り組みを実施している。

教育情報及び財務情報については、本学ホームページに掲載し公表するとともに、利害関係者からの求めに応じて閲覧に供しており、適切に情報公開も行っている。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

私立学校法では、学校法人の管理機関として役員である理事及び監事並びに評議員会の三機関を定め、この三機関が有機的に機能することにより学校法人の健全な管理運営並びに意思決定が行われるよう規定している。

学校法人藤村学園では、寄附行為第6条第1項【資料3-2-1（寄附行為）】に、役員の定数を「理事9人、監事2人」と規定しており、平成26(2014)年5月1日現在、理事、監事とも定数を充足している。【資料3-2-2（学校法人藤村学園 役員・評議員名簿）】

また、同寄附行為では、第17条第2項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、理事会を法人業務の最高議決機関として位置づけている。

理事会は、大学の目的である「保健体育に関する教授、研究を行い、有能な女子体育指導者を養成すると共に健全な良き社会人を育成する。」【資料3-2-3（学則第1条）】を達成するために、必要な経営上の措置について意思決定を行い、大学の適切な運営に努めている。

理事会の決定事項は、「学校法人藤村学園理事会業務委任規則」【資料3-2-4】第2条に次のように定めている。

(理事会の決定事項)

第2条 理事会は学園の業務について、次の各号に関する事項を決定する。

- 一. 学園が設置する大学の管理・運営に関する基本方針
- 二. 理事会が行う理事、評議員及び理事長の選任
- 三. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項
- 四. 決算の承認
- 五. 寄附行為の変更
- 六. 合併及び解散
- 七. 収益事業に関する重要事項
- 八. 学則及び教授会規程の制定及び変更
- 九. その他理事会の定める規程の制定及び変更
- 十. 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項

理事会は、寄附行為第17条に基づき、原則として毎月1回開催している。毎年3月の理事会においては、寄附行為第33条により、翌年度の予算及び事業計画に係る重要事項が審議される。5月の理事会においては、前年度の事業報告及び決算に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告【資料3-2-5（監査報告書）】が行われる。

理事会の開催については、寄附行為第17条第9項に「理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ会議を開き議決することができない。」と規定し、また、議決権の行使については、「出席した理事の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。」と規定するなど意思決定のプロセスについても適切に規定し、運営されている。

また、理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。【資料3-2-6（寄附行為第6条第2項）】

理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。として理事代表権を制限している。【資料3-2-7（寄附行為第13条及び第14条）】

理事長は寄附行為第22条に基づき、予算、事業計画、寄附行為の変更等、重要事項の決定にあたっては、あらかじめ評議員会の意見聴取を行っている。

また、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経て決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。【資料3-2-8（寄附行為第35条）】

理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等を遵守し、法改正等に対しても適切に対応している。

理事の選任については、寄附行為第7条に次のとおり規定されている。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一、東京女子体育大学学長
- 二、評議員のうちから評議員会において選任された者、3人
- 三、学識経験者（学長又は評議員であるものを除く）のうちから理事会において選任された者、5人

なお、第三号に定める理事の選考については、「学識経験者理事の選任について(内規)」【資料3-2-9】による。

平成26(2014)年5月1日現在、理事は9人であり、理事会の出席状況は、エビデンス集(資料編)【資料F-10-②】のとおりである。

さらに本法人は、寄附行為第45条に基づき、法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成24(2012)年4月に常任理事会を設置し、毎月3～4回会議を開催している。常任理事会の構成員は、理事長及び寄附行為第7条第1項第1号(学長)及び第2号(評議員から選任)に定める理事とし、理事長が必要と認める場合には、理事会の承認を得て、同第3号(学識経験者)に定める理事のうちから、期間を定めて、常任理事を指名することができる。

理事長は常任理事会を招集し、その議長となり、議事を総括する。

常任理事会は次の事項を所掌し、理事会の付託に応じており、理事会の意思決定が適切に行われる体制が整備されている。

(常任理事会の所掌事項)

- ① 理事会の審議事項、報告事項及びその他の議題の整理
- ② 理事会から委任された事項の執行

常任理事会の運営等については、「学校法人藤村学園常任理事会規程」【資料3-2-10】の定めるところによる。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

上記のように、理事会が大学の使命・目的の達成のために、戦略的かつ適切に意思決定できる体制が整備されており、今後も、常任理事会を含む現行の運営形態を継続し、学校法人の円滑な運営を行っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定組織は、教授会、合同教授会、各種委員会がある。教授会は学長が議長を務め、専任教員で構成されている。教授会は学長が招集し、学部に関する重要な事項として、学生の入学・休退学・賞罰・成績評価・卒業判定・教員人事など教育研究に関わる重要な事項を審議している。定例教授会は月に1回行われ、それ以外に入試判定、卒業判定などの臨時教授会を開催している。【資料 3-3-1(東京女子体育大学教授会規程)】

本学の特徴は、同敷地内に「東京女子体育大学」「東京女子体育短期大学」と2つの大学を設置していることにある。「体育」を共通のキーワードとし、それぞれ独自の教育目標を掲げ、教育を展開している。同敷地内にある2つの大学の運営において、特に教育の質を保証し円滑に授業を展開するために、教学に関する重要事項で合同審議を必要とする案件は合同教授会で審議している。本学専任教員は短期大学授業を兼務する教員も多く、また短期大学専任教員も大学授業を兼務している教員が多い。両大学において情報を共有することは教育の質を保証するためにも重要である。そのため、教授会運営において報告事項は情報を共有するために合同教授会において行われている。

各大学独自の教学に関する重要事項は、大学教授会、短期大学教授会で個別に審議・決定しているが、同敷地内に2つの大学を設置し施設等を共有しているため、合同審議を必要とする案件もある。とくに年間行事予定は共有施設等の問題もあり、教育の質を保証するためにも合同で協議することが重要である。ただし、学校教育法及び学校教育法施行規則に定められている重要な審議として、「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業」は、各教授会の議を経て学長が定めている。

教授会の運営は、合同教授会を開催し共通報告事項、共通審議事項を行い、その後大学教授会、短期大学教授会が行われている。大学教授会においては、大学専任教員が議決権を持って開催されており、短期大学所属専任教員の陪席も認めているが議決権はない。このことにより情報共有が行われ効率的に組織が運営されている。

各種委員会で審議・検討された重要事項は、教授会前に開催される「部館所長会議」において確認され、教授会に付議される。部館所長は規程に定める手続きにより任命され、月1回の定例教授会前に会議が開催される。【資料 3-3-2 (部館所長会運営内規)】学長は短期大学学長も兼務しており、部館所長会議、大学教授会及び短期大学教授会の議長を務め、大学・短期大学共通審議事項、及び個別教授会審議事項を判断している。

各種委員会は、全学的運営組織として学務・附属施設・法人委員会が設置されている。同敷地内で2大学が施設を共有しているため、大学及び短期大学所属教員をバランスよく配置している。重要審議事項の原案は委員会で検討され、部館所長会議を経て教授会に付議されるが、教授会審議は、議題に応じて合同、大学教授会で審議され決定される。

法人委員会は規程の定めるところにより、教授会審議事項及び理事会審議事項と峻別されている。理事会に付議される議案は、理事長が議長を務める常任理事会で検討されるが、学長が1号理事として委員であり教学の意思を反映できる体制となっている。理事会報告及び審議事項を教学に公開するために、合同教授会報告事項に直近に開催された理事会議題を記載し質の高い連携を維持している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

前述（基準 3-3-①）のとおり、本学の教育研究活動は、教授会、合同教授会、各種委員会が基軸となって運営されており、各種委員会で審議・検討された重要事項は、教授会前に開催される「部館所長会議」において確認され、教授会に付議される。

学長は短期大学学長も兼務しており、部館所長会議、大学教授会及び短期大学教授会の議長を務め、大学・短期大学共通審議事項、及び個別教授会審議事項を判断し、教学の執行責任者として、大学の教学政策の策定・執行及び管理運営を行っている。

教学に関する重要事項で理事会に付議される案件については、教授会での審議経過及びその結果に基づき、第 1 号理事である学長から常任理事会に提議し、常任理事会の審議を経て、理事会へ上程しており、学長のリーダーシップのもと、教学の意思が適切に法人へ反映される体制となっている。

私立学校法では、「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する」と定め、また、学校教育法では、「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めている。

理事長が法人全体を「総理」し、学長が大学全体を「統督」という、基本原則を踏まえ、学長は、法人と大学の適切な運営に尽力している。

また、平成 22(2010)年に就任した現学長は、本学の卒業生であり、永年にわたり本学教員として勤めた実績があり、建学の精神に基づく教育理念・目的を十分理解しており、本学の伝統の継承と発展に寄与している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定機関として、教授会、合同教授会、各種委員会は適切に機能している。

教授会の運営は、併設する短期大学との合同教授会、大学教授会、短期大学教授会と明確に議題を峻別して個別に審議し、議決権についても大学の審議事項については大学専任教員のみ、短期大学の審議事項については短期大学専任教員のみ制限している。

このことにより情報共有が行われ効率的に組織が運営されている。

また、教授会の合同開催については、大学・短期大学ともに教授会規程に「学長が必要と認めた場合は、合同で教授会を招集することができる。」【資料 3-3-3（東京女子体育大学教授会規程第 2 条第 3 項）】、【資料 3-3-4（東京女子体育短期大学教授会規程第 2 条第 3 項）】と規定しており、根拠も明確にしている。

また、教学に関する重要事項で理事会に付議される案件については、教授会での審議経過及びその結果を、学長からの提議に基づき常任理事会の審議を経て、理事会へ上程しており、教学の意思が適切に法人へ反映される体制となっている。

今後も、学長の適切なリーダーシップのもと、教授会の運営及び理事会との連携については、現行の体制を維持していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

≪3-4 の視点≫

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会は、私立学校法、学校教育法、大学設置基準等、関係諸法令を遵守し、学校法人の最高意思決定機関として適切に機能している。

また、大学の教育研究活動全般についての諸事項の決定は、「東京女子体育大学教授会規程」【資料 3-4-1】に基づき、学長を議長とする教授会に諮り議決を得ている。

理事会には、本法人寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号に規定する理事として学長が出席するほか、同第 2 号により選任された常任理事（教授 2 人及び事務局長 1 人）が出席している。

学長は、大学の代表として、教授会での重要審議事項などについて理事会に上程又は報告を行い、大学と理事会との情報の共有と意思決定の円滑化を図っている。

理事会での審議事項及び報告事項は、直近の教授会にて「理事会報告」として、全専任教員へ周知している。

さらに、法人の円滑な運営及び情報の共有化を図るため、課長連絡会を開催している。課長連絡会では、理事会・教授会等の審議状況報告をはじめとして、各課の懸案事項の協議・報告、連絡調整等を行っている。

課長連絡会は、事務局長、各課長（相当職を含む）及び課長のいない部署の係長をもって構成し、毎月 1 回、原則として理事会の翌日に開催している。【資料 3-4-2（藤村学園課長連絡会運営内規）】

各課長等は其々連絡事項等を各課へ持ち帰り、所属職員へ伝達を行い情報の共有を図っている。

私立学校法では、理事会は、「当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長・園長を含む。）」を理事に選任することが義務付けられており（同法第 38 条第 1 項第 1 号）、理事会の中に設置学校の管理者を組み込み一体運営ができるシステムとしている。

本学においても第 1 号理事である学長が、同法の趣旨に則りリーダーシップを発揮して、理事会と大学との相互チェック機能及び連携・協力体制が確立されている。

また、学校法人の法定の監査機関として、監事 2 人を選任している。

監事の選任は、寄附行為第 8 条の定めるところにより、「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は、評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定されており、学外の者 2 人（定数 2）がその任に当たっている。【資料 3-4-3（寄附行為第 8 条）】

監事は、私立学校法及び本学寄附行為の定めるところにより、理事会に出席し、法人

の業務又は財産の状況について意見を述べるとともに、「学校法人藤村学園監事監査要綱」【資料 3-4-4】に則り監査を行い、当該会計年度終了後 2 月以内に監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出している。

1. 学校法人の業務及び財産の状況の監査

寄附行為第 16 条第 1 号及び第 2 号に則り、業務及び財産の状況について監査を実施している。

(平成 25 年度分) 平成 26(2014)年 5 月 9 日実施

(平成 25 年度事業進捗状況等) 平成 25(2013)年 11 月 11 日・12 日実施

2. 監査報告書の作成及び理事会・評議員会への提出

寄附行為第 16 条第 3 号に則り、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(平成 25 年度分) 理事会 平成 26(2014)年 5 月 21 日

評議員会 平成 26(2014)年 5 月 28 日

3. 学校法人の業務又は財産の状況についての意見

寄附行為第 16 条第 6 号に則り、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。

平成 25(2013)年 4 月から平成 26(2014)年 3 月までの理事会に監事は 2 人とも全て出席している。(資料 F-10-②参照)

上記の通り、監事は、私立学校法及び本法人寄附行為に則り、適切に業務を遂行している。

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長からの予算及び事業計画の諮問、決算報告及び事業報告の諮問など、理事長及び理事会の諮問にこたえており、理事会の諮問機関として適切に機能している。

寄附行為第 20 条により評議員の定数は 19 人と規定しており、同第 6 条で規定する理事定数 9 人の 2 倍を超える数となっている。

選任区分は、同寄附行為 23 条により、第 1 号評議員「この法人の職員のうちから理事会において選任された者 9 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 年以上の者のうちから理事会において選任された者 4 人」、第 3 号評議員「学識経験者（職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く）のうちから理事会において選任された者 6 人」と規定している。

平成 26(2014)年 5 月現在、評議員会は、19 人の評議員をもって、組織している。【資料 3-4-5 (学校法人藤村学園 役員・評議員名簿)】

評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決をすることができない。ただし、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席とみなす。としている。

また、私立学校法第 42 条の規定に従い、次に掲げる事項については理事長においてあ

あらかじめ評議員会の意見を聞くこととし、寄附行為第 22 条に諮問事項を定めている。

(諮問事項)

第 22 条 次に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一. 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二. 事業計画
- 三. 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- 四. 寄附行為の変更
- 五. 目的たる事業の成功の不能に因る解散
- 六. 合併
- 七. 収益事業に関する重要事項
- 八. 寄付金品の募集に関する事項
- 九. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

以上のとおり、学校法人の管理機関として役員である理事及び監事並びに評議員会の三機関が有機的に機能しており、ガバナンスは適切である。
学校法人の健全な管理運営並びに意思決定が行われている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

前述（基準 3-2）したとおり、本法人では、寄附行為第 45 条に基づき、法人の経営及び管理運営を円滑に進めるために、平成 24(2012)年 4 月に常任理事会を設置し、毎月 3～4 回会議を開催している。

常任理事会は、理事長が招集し、寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める理事をもって構成している。第 1 号理事は学長であり、第 2 号理事は、評議員から選任された者で、現在は、教授 2 人と事務局長 1 人がその任に就いている。常任理事は、それぞれ担当業務を分掌しており【資料 3-4-6（平成 26 年度理事職務分担表）】、それぞれ所管の各種委員会等に出席し、当該委員会等からの意見・提案・要望等で重要な案件については、常任理事会に付議し検討をおこなっている。ここでの審議を経て、さらに必要に応じ教授会又は理事会へ上程する運びとなる。

このボトムアップに基づき、理事長及び学長のリーダーシップのもと、広く法人運営並びに教学上の案件について円滑な意思決定をおこなっている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本法人においては、教学の責任者である学長をキーパーソンとして、理事会・常任理事会や各種会議・委員会等を通じて、法人と大学の緊密な連携及び意思決定を図っている。また、学校法人の管理機関として理事及び監事並びに評議員会の三機関は有機的に機能しており、ガバナンスも適切である。

今後とも、法人及び大学の緊密な連携のもと、健全な学校法人運営を行っていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本法人の事務組織については、「学校法人藤村学園事務組織規程」（以下「事務組織規程」という。）【資料3-5-1】に示すとおり、法人全般の管理運営を所掌する法人本部、大学と短期大学の管理運営を所掌し、主として教育・研究を支援する大学本部に大別される。

法人本部は事務局長のもとに、総務課、経理課、管財課、入試課及び広報課をもって構成している。

大学本部は事務局長のもとに、総務課、経理課、管財課を置き、教務部に教務課及び教職課を、学生部に学生課を、キャリア支援部にキャリア支援課を置き、事務組織を構成している。

事務局長は、法人及び大学の事務局長を兼務し、総務課、経理課、管財課は法人と大学の共通組織として運営している。

法人及び大学の事務組織を一部共通にすることにより、少人数により効率の良い運営が行われている。

それぞれの職制及び職務権限については、「事務組織規程」【資料3-5-2（第5条及び第10条）】に基づき明確に規定されており、適正な組織運営が行われている。

また、大学の附属機関として、学則の定めるところにより、附属図書館に館長を、健康管理センター、女子体育研究所並びに地域交流センターに所長を置き、それぞれに事務職員を配置している。【資料3-5-3（法人本部組織・大学及び短期大学本部事務組織）】

その他、体育実技補助等のため教務補佐員を配置している。

事務部門、各部課の事務分掌は、「事務組織規程〔別表〕各組織分掌事務」【資料3-5-4】に詳細に規定しており、適正に機能している。

職員の異動については、毎年、自己申告書及び意向調書に基づき、管理職を含め全事務職員に対し事務局長によるヒアリングを行い、本人の希望・意向を確認するとともに、担当業務を中心に広く意見を聴取する機会を設けている。

必ずしも本人の希望に沿うとは限らないが、経験年数、適性などを考慮し、また本人のキャリアパスも勘案して、適材適所の人事配置を目指している。

職員の任用・昇任に関する規程としては、「学校法人藤村学園人事に関する規程」【資

料 3-5-5】、「職員任用の内規」【資料 3-5-6】、「教務補佐員任用規程」【資料 3-5-7】、「定年退職事務職員再雇用取扱要領」【資料 3-5-8】、「事務嘱託員に関する規程」【資料 3-5-9】、「事務職員資格審査基準内規」【資料 3-5-10】を整備し適切に運用している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学園の事務業務の執行は、理事長及び学長の全体的な指揮監督のもと、法人及び大学事務局の責任者である事務局長及び大学の教務部長、学生部長、キャリア支援部長が適切に管理している。事務局長は、理事会及び常任理事会の構成員として、審議に加わるとともに、決議事項等を速やかに所管部署に伝達し、その執行を管理している。また、前述（基準 3-4-②）したとおり、毎月 1 回、原則として理事会の翌日に課長連絡会を開催し、理事会・教授会等の審議状況報告をはじめ、各課の懸案事項の協議・報告、連絡調整等を行い、法人の円滑な運営及び情報の共有を図っている。

法人全体にかかわる事業計画及び予算については、毎年 9 月の理事会において翌年度の予算編成方針を決定する。事務部門では、この方針に基づき、各部署において年間の事業計画と予算計画を作成し、それをもとに業務を計画的に遂行している。

予算編成の際、経理責任者である事務局長は、各部署へのヒアリングを通してそれぞれの事業計画の妥当性をチェックし、必要な修正を加えた上で、事務部門全体の事業計画と予算案をまとめる。その後、1 月に開催される常任理事並びに大学から教務部長、学生部長及びキャリア支援部長を委員とする予算委員会の査定を経て、2 月に予算原案を取りまとめる。3 月上旬に評議員会の意見を聞いたうえで、3 月中旬の理事会で審議・決定している。

各事業計画及び予算の執行は、担当部署の長の管理のもとに実施される。

また、翌年度の事業計画に係るヒアリングに併せて、11 月に、当年度の重点事業に係る進捗状況について、監事同席のもと、経理責任者（事務局長）によるヒアリングが行われる。

このように業務執行の管理体制は適切であり、かつ機能的である。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学では職員の能力開発及び担当業務のスキルアップのために、研修の基本である OJT (On the job Training) をはじめとして、目的別に学外の研修会・講習会等を積極的に活用している。

OJT は、研修の基本とも考えられ、業務を円滑に遂行するために各部署において、日常にかつ自主的に行われている。

本学では事務職員の研修区分をつぎのとおり定めている。

- (1) 新任研修（採用時ガイダンス）
- (2) 初任者研修（新採用職員）
- (3) 職場研修（学内研修会）
- (4) 現任研修（私大研修センターのプログラム研修）
- (5) 実務研修（その他各団体が主催する(3)以外の研修、宿泊研修を含む）

また、学外で開催される研修会・講習会及びセミナー等は、主に次のように分類し、

各所属長の推薦により参加者を決定し受講させている。

大きくは階層別研修・業務別研修・公的機関等による研修に分類し、階層別研修としては、新人対象、中堅職員対象、管理職対象の研修会・講習会等、業務別研修としては、総務・人事関係、経理・財務関係、教学・学生支援関係の研修会・講習会、公的機関等による研修としては、法令等の改正に伴い官公庁の行う研修会・講習会等に、役員（監事）を含め、積極的に受講させている。【資料 3-5-11（平成 25 年度研修会等参加者一覧）】

研修会等の実施機関は主に次のとおりである。

文部科学省、労働基準監督署、職業安定所（ハローワーク）、独立行政法人科学技術振興機構、私立大学職員研修センター、日本学生支援機構、日本人事行政研究所、私学経営研究会、私立大学庶務課長会、他、民間企業の実施する研修会等へも多くの職員を派遣している。

また、本学では、研修の一環として、他大学を訪問し、意見交換等を行い事務作業効率の改善に努めている。

さらに、教員の能力開発として実施している FD（Faculty Development）の一環として年に数回開催している講演会・講習会へも職員の参加を促しており、全学的な情報の共有化を図っている。

平成 26(2014)年度からは、これまで体系化されていなかった、SD(Staff Development)に関する要項【資料 3-5-12（SD 推進要項）】を定め、SD 推進プロジェクトチームを立ち上げて、事務職員の資質・能力の向上を図ることとした。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

事務職員の配置については、これまでやや硬直化していたが、平成 24(2012)年度に比較的大きな規模で配置転換を行い、人事の刷新を図った。今後もキャリアパスを念頭に置き、定期的な人事異動を行うことにより適正な人員配置を目指す。

職員の能力開発については、所管部署毎に関連する研修会・セミナー等に積極的な参加を促し、かつ職場に戻っての伝達講習を行うことにより、知識・情報の共有化を図るとともに、平成 26(2014)年度からは、SD 推進プロジェクトチームによる SD 活動を展開することとする。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、教学改革について平成 23（2011）年 10 月に「藤村学園教育改革の基本構想」【資料 3-6-1】を決定した。これは、短期大学の志願者が減少したことによって学生

数が定員割れとなり、平成 21(2009)年度から帰属収支差額のマイナスが続いたため、大学と短期大学の改組改編を構想したものである。その構想に基づき平成 24(2012)年 11 月に中長期財務計画(平成 25 年度～平成 30 年度)【資料 3-6-2】を策定し、学生定員数を確保して早期に帰属収支の均衡を図る健全な財政を目指した。しかし、この構想の具体化の過程で諸条件が満たせず、平成 25(2013)年 3 月に改組改編計画は中断せざるを得なくなった。一方、広報活動の拡充及び学生募集活動の強化等を実施することによって、平成 25(2013)年度は短期大学の入学定員を確保している。今後の構想については、平成 25(2013)年度に長期構想委員会を立ち上げ、教育内容の充実を図るためのカリキュラム改革、研究活動の促進、学生支援の改善充実、キャリア支援の充実、広報活動の充実、及び地方出身者の学修環境の整備のための学生寮建設、教育環境の整備充実、2020 東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト等を踏まえた中長期計画を平成 26(2014)年度中に策定する。この中長期計画に基づき新たに平成 30(2018)年度までの中期財務計画の作成を予定している。

予算編成については、教学計画、学生数、教職員数、施設設備改修計画等を基に中期財務推計を作成し、これを基礎として予算編成方針を定め、学内に周知して予算を編成している。このように本法人は、中長期的な視点に立った教学改革の中長期計画の策定、実施、点検、見直しを常に行い、対応する中期財務計画を策定する等、P D C A サイクルによる経営改善と経営基盤の安定化を図っている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤の確立には学生数の確保が重要であり、これまで本学は安定した入学者を確保してきている。また、平成 24(2012)年度から戦略的な広報活動と積極的な募集活動を展開し、平成 25(2013)年度 5 月 1 日の大学の在籍者数は 1,474 人(収容定員の 1.15 倍)【資料 3-6-3(5 月 1 日現在 在籍学生数の推移(平成 21 年度～25 年度))】となっている。

財務状況は、法人全体では平成 21(2009)年度より帰属収支差額はマイナスになっているが、これは短期大学の学生数減少によるものであり、大学では有価証券の処分差額が多額であった平成 22(2010)年度を除くと帰属収支差額はすべてプラスである【資料 3-6-4(学科別消費収支の推移(平成 21 年度～25 年度))】。短期大学の学生数は平成 25(2013)年度に入学定員を確保できたので、今後も安定した財源の確保に努めていく。

一方、消費収支差額は平成 21(2009)年度より法人と大学ともにマイナスが続いている。これは、平成 21(2009)年度末の累積消費収入超過額 47 億円から平成 22(2010)年度 4 号館建設、平成 26(2014)年度竣工の新学生寮の積立と、校舎等の施設設備改修等に充当した基本金組入額の増加によるものである。

なお、平成 22(2010)年度の多額の基本金取崩額と組入額は、4 号館建設に係る予定工事費の縮小による第 2 号基本金の取崩と第 3 号基本金への振替による組入である。

平成 25(2013)年度は、帰属収支差額が平成 21(2009)年度以来 5 年ぶりに 2 億 3,100 万円収入超過となった。大学と短期大学の入学定員の確保と有価証券の償還益等により収支差額が大きく改善した。しかし、消費収支差額は 1 億 6,940 万円の支出超過となった。

新学生寮の土地取得と2・9号館改修による基本金組入額の臨時的な増加が原因である。依然として累積消費収入超過額は36億980万円であり、財務基盤の確立と収支のバランスを確保している。【資料3-6-5（消費収支決算の推移（平成21年度～25年度））】

I. 財務比率比較

経営状態について本法人の平成21(2009)年度～平成25(2013)年度の推移と日本私立学校振興・共済事業団の調査による平成24(2012)年度全国平均値（大学法人）と比較する。

表3-6-1「消費収支関係比率」

① 平成21(2009)年度～平成24(2012)年度

収入では寄付金及び補助金の比率が全国平均値より低いため、相対的に学生生徒等納付金比率が高くなっている。支出の人件費及び教育研究経費の比率は全国平均値とほぼ同等であるが、管理経費比率は学生募集活動を重点的に強化したことと、補助活動事業の補填などにより全国平均値を上回っている。消費収支比率は表3-6-1で取り上げた平成22(2010)年度の特種要因を除くと全国平均値水準で推移している。同様に帰属収支差額比率はマイナスが続いていたが、平成24(2012)年度にマイナスが大きく縮小に転じた。

② 平成25(2013)年度

大学と短期大学の入学定員の確保と資産売却差額の増収により帰属収入が増えたことにより、学生生徒納付金は増額したが比率は相対的に低下した。また、人件費比率は帰属収入の増額と退職給与引当金が戻入になったことにより大きく低下した。消費収支比率は全国平均値に改善し、帰属収支差額比率はプラスに転化した。

帰属収支差額がマイナスになったのは、短期大学の学生数が減少したことによるものである。この間の中期財務推計や中長期財務計画に基づく予算編成と募集強化による学生数確保によって、平成25(2013)年度以降の安定的な収支のバランスを確立している。

表3-6-1 消費収支関係比率(法人) (%)

財務比率	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全国平均
学生生徒等納付金比率～	76.6	77.1	74.0	72.5	68.5	73.4
寄付金比率	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	2.0
補助金比率 △	6.4	7.2	7.5	5.9	5.8	12.6
人件費比率 ▼	50.5	51.6	58.4	53.4	41.5	52.8
教育研究経費比率△	36.6	38.7	38.9	31.7	30.8	31.2
管理経費比率 ▼	13.9	15.1	15.0	14.8	13.6	9.2
消費収支比率 ▼	122.4	455.3	116.2	128.5	107.7	107.9
帰属収支差額比率△	△7.9	△25.5	△12.6	△0.4	8.9	4.8

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校・共済事業団が集計した平成24(2012)年度の大学法人の全国平均値（医歯系法人を除く）である。また、財務比率欄の印は、△は高い方が良い、▼は低い方が良い、～はどちらともいえないことをそれぞれ示している。

表 3-6-2 「貸借対照表関係比率」

資産の部関係はほぼ全国平均値水準である。自己資金構成比率は十分な基本金と累積消費収支差額のプラスを維持し、借入金が無いことによって全国平均値を上回って健全で安定した財政基盤を確保した比率となっている。流動資産関係の比率が全国平均値より少し低いのは、安全で有利な資金運用を行っていることによるものである。負債の部関係の各比率は借入金が無いためにすべて全国平均値より良好な状態である。消費収支差額構成比率は過去からの累積消費収入超過額によって全国平均値を上回って健全である。なお、平成 25 年(2013)年度では新学生寮建設資金を第 2 号基本金引当資産の他に流動資産として用意したことにより、流動資産の関係比率が上昇し、固定資産の関係比率が低下した。

表 3-6-2 貸借対照表関係比率 (%)

財務比率	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	全国平均
自己資金構成比率△	94.0	94.4	93.6	93.3	94.0	87.2
固定比率 ▼	95.7	94.9	97.1	98.8	90.7	99.5
固定長期適合比率▼	92.5	91.7	93.4	95.1	87.8	91.9
固定資産構成比率▼	90.0	89.6	90.8	92.2	85.2	86.7
流動比率 △	373.5	457.6	335.7	251.8	505.7	237.1
流動資産構成比率△	10.0	10.4	9.2	7.8	14.8	13.3
総負債比率 ▼	6.0	5.6	6.4	6.7	6.0	12.8
負債比率 ▼	6.4	6.0	6.9	7.2	6.4	14.7
固定負債構成比率 ▼	3.3	3.4	3.7	3.6	3.1	7.2
流動負債構成比率 ▼	2.7	2.3	2.7	3.1	2.9	5.6
消費収支差額構成比率△	22.1	20.7	20.7	18.2	17.3	△11.2

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校・共済事業団が集計した平成 24(2012)年度の大学法人の全国平均値(医歯系法人を除く)である。また、財務比率欄の印は、△は高い方が良い、▼は低い方が良いことをそれぞれ示している。

II. 要積立額に対する金融資産

平成 25(2013)年度末の要積立額に対する金融資産は、退職給与引当特定資産 6 億 4,728 万円、減価償却引当特定資産 54 億 2,044 万円、第 2 号基本金引当資産 1 億 4,188 万円、第 3 号基本金引当資産 30 億 81 万円、第 4 号基本金 1 億 6,500 万円(現金預金)を確保し、要積立額に対応する金融資産を保有している。

III. 金融資産の運用状況

金融資産の運用については、平成 16(2004)年に制定した「学校法人藤村学園資金運用に関する規程」【資料 3-6-6】及び「学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則」【資料 3-6-7】に従い適切に運用管理している。平成 22(2010)年度に有価証券の評価損

を計上し、平成 25(2013)年度は過去に取得した外国債券の処分差額を計上することとなったが、現在は国債及び優良な事業債等による安全な運用をしている。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

今後も安定した経営と健全な財務状況を継続するためには、帰属収入の 70%を占める学生納付金を安定的に確保することが重要である。そのために平成 26(2014)年度中に長期構想委員会による中長期計画（教育内容の充実を図るためのカリキュラム改革、研究活動の促進、学生支援の改善充実、キャリア支援の充実、広報活動の充実、及び地方出身者の学修環境の整備のための学生寮建設、教育環境の整備充実、2020 東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト等）を策定する。このうち学生寮建設については平成 26(2014)年度に竣工するなど既に事業計画を具体的に取り込んでいる事業がある。

I. 外部資金の確保－寄付金等

これまで収益事業としてプールの賃貸業を行い、毎年一定の寄付金収入や、公開講座による講座料収入を得ている。その他に平成 26(2014)年 3 月より主に法人を対象として日本私立学校・共済事業団の受配者指定寄付金制度による「教育の充実、奨学金制度、施設設備の改善充実にあてるための募金」活動を 2 カ年計画で展開する。また、特定公益増進法人の認可を受けて寄付金の募集活動を拡充し、外部資金確保を検討している。

II. 外部資金の確保－補助金

補助金収入については、私立大学等経常費補助金のほか東京都の結核予防補助金を受けている。平成 25(2013)年度は、私立学校施設整備費補助金の ICT 活用推進事業 1,310 万円と防災機能等強化特別推進事業施設整備補助金 520 万円の補助金が採択された。平成 23(2011)年度から東日本大震災被害者に対して入学検定料、授業料等を減免し、特別補助金を受けている。

平成 25(2013)年度の大学の経常費補助金は 8,153 万円と遞減傾向であるために、平成 26(2014)年 3 月に補助金獲得プロジェクトを立ち上げて私立大学等改革総合支援事業等の補助金について積極的に取り組むことにしている。

表 3-6-3 私立大学等経常費補助金の推移(大学)

年度	一般補助 千円	特別補助 千円	合計 千円	学生数 人
平成 21 年度	56,797	38,798	95,595	1,541
平成 22 年度	59,910	41,518	101,428	1,524
平成 23 年度	76,148	27,516	103,664	1,404
平成 24 年度	67,459	13,400	80,859	1,410
平成 25 年度	69,738	11,798	81,536	1,481

公的研究費については、「科研費応募書類の書き方講習会」を開催するなど応募率を高め

る工夫により年々採択件数が増えている。その他、外部資金についてポスター掲示だけでなく、応募内容により個別に働きかける等により若手研究者の応募が増加している。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

本法人は、規程を整備して会計処理と監査を適正かつ厳正に実施している。会計処理では、経理規程【資料3-7-1】、同施行細則【資料3-7-2】、資金運用に関する規程、同施行細則を定めている。監査では、監事監査要綱を定めている。また、固定資産と物品関係では、固定資産及び物品管理規程、同調達規程を定め、財務情報公開では、財務書類等閲覧規程を定めている。これらの規程に基づく適正で厳正な運営を会議等により周知して日常的に実施している。

予算は経理規程に基づき毎年度当初予算と補正予算を編成している。【資料3-7-3（平成26年度 予算編成スケジュール）】

当初予算は11月から3月にかけて編成する。8月に中長期財務計画の推計を見直し、推計に基づく予算編成方針【資料3-7-4】を9月の理事会で決定する。予算編成方針を周知した後、教育研究部門は各研究室の目的別に予算申請書を提出し、管理部門は各部署から事業計画書と予算申請書を提出する。予算申請書は予算委員会に報告した後、11月に事業計画書と重点事業について予算事務局でヒアリングを実施し、緊急性・妥当性・重要性等を考慮して予算査定案を作成する。その後、予算委員会、常任理事会、理事会において審議して予算案を作成し、評議員会の意見を聞いて理事会で決定している。

補正予算は重要な予算の変更及び予算外の支出が生じる場合、12月に編成している。

予算決定後は、経理課から予算申請部門の責任者に「予算の決定及び予算執行上の留意点について」を通知する。予算の執行は、経理規程及び経理規程施行細則(予算統制)並びに固定資産・物品調達規程等に基づき適正に行っている。執行の状況は、毎月の月次試算表を経理責任者である事務局長を経て、理事長に報告している。

さらに、期中の予算管理については各端末から執行状況と予算管理の把握できる環境が整い、一層の効率化と経費削減に努めている。また、施設・設備の整備等の高額の執行については稟議手続きを経ることになっている。予算に変更が生じた場合は、補正予算及び稟議手続きにより対応している。

決算及び日常の会計処理については、公認会計士及び監事の監査により各規程に基づき適正に処理している。

このように予算の執行管理を厳格に行い、学校法人会計基準及び経理規程等の諸規程を遵守して適正な会計処理を実施している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、公認会計士による会計監査及び監事による業務監査と会計監査を実施し、内部及び外部のチェック体制を整えている。公認会計士による会計監査は、年間を通じて定期的に理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、固定資産等の監査を行っている。監事2人による監査は、「学校法人藤村学園監事監査要綱」【資料 3-7-5】に基づき定期監査と随時監査を書面及び実地監査により行い、業務の適正かつ効率的な運営と会計経理の適正を期している。決算について経理責任者から決算内容を聴取し、会計帳簿書類の点検・照合をするとともに業務執行及び財産の状況を監査している。この監事監査には公認会計士が立会い、意見交換を行い監査機能の充実・強化を図っている。監査結果については、監事が理事会及び評議員会に出席して監査報告をしている。

公的研究費については、内部監査機能の強化として平成19(2007)年11月に「学校法人藤村学園における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」を施行し、不正防止の管理体制を整備している。全体の統括管理責任者と運営管理の責任者(女子体育研究所長)を置き、物品等の発注検収体制、金銭管理、出張等の服務状況の把握等の内部監査を毎年度実施している。

(3) 3-7の改善・向上方策(将来計画)

会計処理の適正な実施及び業務・会計監査についての監査体制は、引き続き厳正に実施する。予算執行については、予算編成方針と予算執行上の留意点を課長会等により教職員に周知徹底して支出削減に努め、予算の統制を図る。予算編成では中長期計画を見据えた資金配分ができるように将来の新規・重点事業、高額事業等の計画に基づき毎年度中期財務計画を検証し、予算編成に反映する。

また、職員を学内外の研修・講習会等に参加させることによって、情報の収集と業務知識の向上を図る。

[基準3の自己評価]

大学を取り巻く環境は、少子高齢化等を背景に一段と厳しさを増しており、教育・研究活動を継続していくための安定した財務基盤の確立が強く求められている。

本学園は、学校教育法、私立学校法ほか、大学の設置運営に関連する法令を遵守し、併せて、当該法令等に基づく学内規定を定めて適正に学園を運営している。

また、理事会が、大学の使命・目的の達成のために、法人の最高議決機関として意思決定できる体制が整備されており、学校法人の管理機関として、理事及び監事並びに評議員会の三機関は有機的に機能して、ガバナンスも適切である。

大学の意思決定機関としては、教授会、合同教授会、各種委員会は適切に機能しており、教学の責任者である学長をキーパーソンとして、理事会・常任理事会や各種会議・委員会等を通じて、法人と大学の緊密な連携及び意思決定を図っている。

事務部門の職制及び職務権限並びに各部課の事務分掌については、「事務組織規程」及び同〔別表〕に詳細に規定しており、適正に機能している。

事務職員の配置については、これまでやや硬直化していたが、平成24(2012)年度に比

較的大きな規模で配置転換を行い、人事の刷新を図った。今後もキャリアパスを念頭に置き、定期的な人事異動を行うことにより適正な人員配置を目指すこととする。

本法人では、短期大学の志願者が減少したことにより学生数が定員割れとなり、平成 21(2009)年度から帰属収支差額のマイナスが続いた。このため大学と短期大学の改組改編を構想した。しかし、この構想の具体化の過程で諸条件が満たせず、平成 25 年(2013) 3月に改組改編計画は中断せざるを得なくなった。

一方、広報活動の拡充及び学生募集活動の強化等により、平成 25(2013)年度には短期大学の入学定員を確保している。

安定した財政基盤の確立には学生数の確保が重要である。これまで大学は安定的に入学者を確保してきており、また、平成 24(2012)年度から戦略的な広報活動と積極的な募集活動を展開し、平成 25(2013)年 5 月 1 日時点の大学の在籍者数は収容定員の 1.15 倍となっている。

予算編成については、教学計画、学生数、教職員数、施設設備改修計画等を基に中期財務推計を作成し、これを基礎として予算編成方針を定め、学内に周知して予算を編成している。

予算の執行及び会計処理に関しては、学校法人会計基準及び経理規程等の諸規程を遵守して適正に行っており、公認会計士による会計監査及び監事による業務監査と会計監査を受け、業務の適正かつ効率的な運営と会計経理の適正を期している。

以上のことから、「経営・管理と財務」については、各項目とも基準を満たしていると考えられる。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育・研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うため、「評価委員会規程」【資料 4-1-1】に基づき評価委員会を設置している。自己点検・評価を毎年度組織的に行い、その結果を本学ホームページに掲載し公表している。

平成 5 (1993) 年、委員長を学長とする「自己点検評価運営委員会」を、その下に学内理事を部会長とする「自己点検評価実施検討部会」を、自己点検・評価のための組織として整えるとともに、以来、一貫して教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表してきた。平成 25 (2013) 年度からは、組織改編による委員会組織再編成により、自己点検・評価への対応は、評価委員会で行っている。

この自己点検・評価の趣旨は、本学における建学の精神、教育理念、これらを踏まえた教育目標の実現を目指して、教職員が一体となって全学的な取り組みを行っているところである。また、これら教育研究等の諸活動が十分に成果をあげているのか、教育研究水準の質の向上という点で今後の課題としてはどういふことがあるのか、次代を担う人材を育成するためにはどのような課題があるのかなどについて探ることにある。

このため、平成 23 (2011) 年度の自己点検・評価の実施にあたり、点検評価項目の改正を行うとともに、評価基準・評価理由を明確にした。また、平成 21 (2009) 年度には、自己点検・評価の一環として行なっている授業評価アンケートの質問項目について、内容を精査し、25 項目から 17 項目に、評価は 5 段階から 4 段階に、運動実技系科目と講義系科目を分けて集計するなど改善を行っている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

今後とも自己点検・評価を通して課題等を把握し、これからの本学における教育改革への取り組みに生かしていかなければならない。そして、変化の激しい社会、新しい時代にふさわしい本学としての個性、特色、特性等を十分に発揮できるよう改善・充実に努めていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

定期的な自己点検・評価は、本学独自で定めた点検評価項目に基づき所管部署で毎年実施している。点検評価の項目は、①建学の精神と教育理念に関する内容 ②学生支援に関する内容 ③大学の経営に関する内容の3区分とし、それぞれ「項目」「小項目」「細項目」を設け、きめ細やかな点検・評価を行っている。三段階（A・B・C）評価としているが、平成23(2011)年度の自己点検・評価の実施からは、評価基準を示し、A又はCと評価した理由を記載するとともに、前年度と比較した改善点を記載するなど、改善を図った。

参照「自己点検・評価の内容及び結果（平成23・24年度）」【資料4-2-1】

自己点検・評価結果報告には、「自己点検・評価の内容及び結果」に加え、本学における建学の精神、授業評価の実施結果、専任教員の個人業績及び研究活動報告を掲載している。例えば、個人業績や研究活動のデータを掲載し、現状を把握するとともに点検・評価を行っている。

自己点検・評価結果は、報告としてまとめ、毎年度本学ホームページに掲載し公表している。報告は2年度毎にまとめ、冊子を作成し、理事・部館所長及び課長等に配付し自己点検・評価結果の共有化を図るとともに図書館等でも閲覧できるようにしている。最新の情報としては「平成23・24年度点検評価年報」（25年12月）【資料4-2-2】を冊子にまとめ、ホームページにも掲載し公表している。2年度毎にまとめた「点検評価年報」には、資料編を設け、現状把握ができるデータを掲載している。

教員は自己点検・評価の一環として「学生による授業評価アンケート調査」を毎年実施している。現在、専任教員全員が実施しており、集計結果は非常勤講師を含め、各授業担当者に配付し、その結果をもとに各授業担当者は分析し、見解及び今後の授業展開について報告している。各授業担当者からの報告を「授業評価報告」【資料4-2-3】として冊子にまとめ図書館等での閲覧に供している。

事務職員は「藤村学園課長連絡会運営内規」【資料4-2-4】に基づき、毎月1回定期的に開催する課長連絡会（課長会）において、日常的な自己点検の一環として、各課の課題等について意見交換を行っている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

定期的な自己点検、日常的な自己点検を継続するとともに、実施内容や方法については社会情勢等を勘案しながら改善をしていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

定期的な自己点検・評価については、ホームページへの掲載及び冊子の作成配付等で自己点検・評価結果の共有化を図っている。PDCA サイクルは、事業計画（P）、事業実施（D）定期的な自己点検・評価の実施（C）自己点検・評価報告の公表（A）となる。教員は自己点検・評価の一環として「学生による授業評価アンケート調査」を毎年実施している。【資料 4-3-1（授業に関するアンケート調査（用紙））】

集計結果は各授業担当者に配付しており、その結果をもとに各授業担当者は分析し、授業改善に努めている。【資料 4-3-2（授業に関するアンケート調査（学科・科目区分別集計結果））】

授業評価に関する PDCA サイクルは、シラバス（P）、授業実施（D）授業評価アンケート（C）授業評価報告（A）となる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価については、改善を重ねながら、組織的に実施してきたが、結果の活用については現段階では各部署による自主的な改善に留まっている。今後、評価委員会及び FD 委員会等関連する組織で検討していく。

学生による授業評価アンケートの集計結果は、今のところ授業担当者本人への配付及び報告書の提出にとどまっているが、活用については、今後 FD 委員会等で検討していきたい。

事務分野については、課長連絡会（課長会）等の機会を活用し、各部署間の連携をさらに強めながら組織的に改善していく。

【基準 4 の自己評価】

本学では、平成 5（1993）年に自己点検・評価のための組織体制を整えて以来、一貫して教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表してきた。

内容や方法については、その時々々の社会情勢等を勘案しながら改善を重ねてきた。これからも本学における建学の精神、教育理念、これらを踏まえた教育目標の実現を目指して、教職員が一体となって全学的な取り組みを行うこと。また、これら教育研究等の諸活動が十分に成果をあげているのか、教育研究水準の質の向上という点で今後の課題としてはどういうことがあるのか、次代を担う人材を育成するためにはどのような課題があるのかなどについて、自己点検・評価の趣旨を踏まえながら、取り組んでいく。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携協力・社会貢献

A-1 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する方針の明確化と実施体制

《A-1 の視点》

A-1-① 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する方針の明確化

A-1-② 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する実施体制の整備

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する方針の明確化

本学では、建学の精神及び教育理念に基づき教育目標を定め、その中で積極的に地域貢献できる大学を目指している。

教育目標は学生便欄に掲載し学生、教職員への周知を図っている。

《本学の教育目標-(7)地域社会に貢献できる開かれた大学を目指す》

「地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の提供や人的交流を通して、地域に貢献できる大学になります。

そのために、地域社会からの協力要請に積極的に応じ、本学が有する様々な資源を提供するように努めます。また、学生の社会活動や自己啓発活動を促進するため、ボランティア等の活動を重視し、学生の社会参加を積極的に支援します。」 **【資料 A-1-1】**

また、外部へ向けては、大学案内やホームページ等に「本学教育の目指すもの」と題し教育目標を簡潔に表現した文章を掲載し、その中で、「社会や人類の発展に貢献する人材育成」を掲げ、「文化としてのスポーツを社会に浸透させ、心豊かな人間社会に貢献する人材の育成」を目指していることを表明している。 **【資料 A-1-2】**

更に本学ホームページの「地域交流事業」においては、その目的を以下のように掲げ、地域貢献に関する方針を明確に示している。

「本学では、地域社会の一員として地域社会と積極的にふれあい、本学園が教育・研究により培った多くの成果を地域の方と共有し、生き生きと活気に満ちたコミュニケーションづくりに貢献しています。」 **【資料 A-1-3】**

A-1-② 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する実施体制の整備

本学では、教育目標を実現するために、教育・文化・スポーツ等に関する地域社会からの協力要請に対し積極的にこれに対応するための拠点として地域交流センターを設け、教員や学生の派遣協力などをとおして学生の社会活動や自己啓発活動の促進に資するとともに、社会に開かれた大学として公開講座を実施するなど社会貢献の機能を果たしていくこ

とを目的としている。

地域交流センターで行う業務は以下のとおりである。

(1) 地域交流推進に関すること

- ア 公開講座の企画・運営・実施に関すること
- イ ボランティア講座の実施に関すること
- ウ 地域における学生のボランティア活動の支援に関すること
- エ 地域交流センターの運営委員会に関すること
- オ 地域交流センターの管理運営に関すること
- カ その他、地域交流推進に関する事務及び地域交流センターの事務運営に関すること

(2) ジュニア強化推進に関すること

- ア ジュニア・ユースクラブの企画・運営・実施に関すること
- イ 定期レッスンの運営に関すること
- ウ その他、ジュニア強化推進に関する事務及び地域交流センターの事務運営に関すること

(3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

【資料 A-1-4】

また地域交流センターでは、運営を円滑に行うため、地域交流センター運営委員会を置き、地域交流センター運営委員会規程に基づき、地域交流センターに係る運営事項を適切に審議している。

【資料 A-1-5】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25(2013)年 11 月に本学は、国立市と包括連携協定を結び、相互の協力と連携により地域の課題に迅速かつ適切に対応し、地域の発展と人材の育成に寄与するために、様々な分野において連携協力を進めることとした。

【資料 A-1-6】

また本年 4 月に申請した、平成 26 年度「地（知）の拠点整備事業」（事業名称「スポーツ交流が創る生き生きコミュニティの出会いと感性の教育」）は、本学が目指す独自の地域貢献を 5 年間の将来計画として表明したものである。本学の研究・教育シーズを地域のニーズに還元できる確かな方針と施策を実現可能な事業として提案している。

【資料 A-1-7】

その外、地域交流センターは平成 7 (1995)年度からの公開講座事業（当初は女子体育研究所所轄）を引継ぎ、今年で 20 周年を迎える。また学生のボランティア活動支援の一環であるボランティア講座(平成 17(2005)年開講)は、今年が 10 周年の節目の年である。これを期に当センターでは、本学の地域貢献について、この 10 年を振り返り今後の 10 年を考える記念行事を開催する予定である（平成 26(2014)年 11 月 3 日）。ここにおいて、体育・スポーツの専門女子大学における地域貢献の意味と将来計画について、本学学生・地域住民・行政（国立市 立川市）関係者を交え、十分に検討される。

以上のことを踏まえ今後、地域交流センターは、大学内の関係セクションと協力して、地域社会に開かれた大学として、新たな事業展開を行っていききたい。その際、地域連携・

地域貢献推進のための「基本方針」を明確にし、その方針のもとに関係機関との連携を図りながら取り組んでいけるようにしていきたい。

A-2 地域社会との連携協力・地域社会への貢献の具体性

《A-2の視点》

- A-2-① 大学の人的・物的資源を生かした公開講座の実施
- A-2-② 地域の要求にこたえるジュニア・ユースクラブの実施
- A-2-③ 学生のボランティア活動等の支援
- A-2-④ ボランティア講座の実施
- A-2-⑤ 上級学校訪問・職場体験の受入

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の資源である「施設」「人材」「指導力」「競技力」「学識」などを地域住民に還元するために各種事業を実施している。

以下、事業ごとに評価の視点をたて、点検・評価する。

A-2-① 大学の人的・物的資源を生かした公開講座の実施

本学では、体育大学としての特色を生かして地域の方々が楽しみながら学べる公開講座を開講している。

本講座は、平成 7 (1995) 年度に 3 講座で開講され、平成 26 (2014) 年度で 20 周年を迎える。

初期の平成 8 (1996)～11 (1999) 年度には、1 回 1,000 円程度の受講料を設定したことがあったが、平成 12 (2000) 年度以来受講料無料で行われている。なお、現在、傷害保険料は実費負担、講座によっては材料費の一部を自己負担していただいている。【資料 A-2-1】

近年は毎年 20 講座以上実施している。平成 25 (2013) 年度は、21 講座を実施し 785 人の受講者を数えている。

公開講座は、当初より近隣の自治体との連携のもとに進められており、現在は次のような共催・後援を得て実施している。

《公開講座の共催・後援》

- ・立川市教育委員会（共催）
- ・福生市教育委員会（カヌー教室のみ共催）
- ・国立市教育委員会（後援）
- ・府中市教育委員会（後援）

共催・後援の各自治体からは、市の広報紙や生涯学習情報誌による広報、市の関係施設でのポスターの掲示やリーフレットの配布、講座実施施設の提供などの協力を得ている。

地域交流センターではこれまで、公開講座における講座内容の拡充を主眼に取り組んできた。本学の専門領域である「体育・スポーツ」分野だけでなく、もう一つの特色でもある「幼児教育」をテーマとした講座も織り交ぜ、幼児から成人にいたる幅広い層に対応した企画を立案し、多様なニーズに応えられる内容を実施してきた。 【資料 A-2-2】

平成 26(2014)年度は、幼児と保護者対象の「幼児講座」、「小学生講座」、「高校生講座」、「成人講座」(健康講座)、幅広い年代対象の「共通講座」など、5領域 21 講座を実施する。なかでも高校生講座は人気講座であり、平成 22(2010)年度に講座数を増設し、競技力の向上や専門性を深めることができるように力を入れている。この講座には近郊のみならず、種目によっては遠方より多くの参加者を得ており、毎年種目の見直しをして開講している。平成 26(2014)年度は「バドミントン」「ソフトボール」「バレーボール」「バスケットボール」「ハンドボール」「ダンス」の 6 種目を予定している。

成人講座においては、参加者のニーズに応えるプログラムとして、健康と運動に関する内容の講座を設けている。(平成 26(2014)年度は 4 講座) ここにも本学の専門性を大いに発揮している。

公開講座の実施に当たっては、本学教員や卒業生等の関係者が講師として指導に当たるほか、地域交流センター運営委員と職員が運営面のサポートをしている。

また、本学の公開講座の特色として、現役学生が講師や講座のアシスタント、運営の補助として実施に関わり、講座を通じて参加者と様々な交流をしている。ここで学生は、参加者とともに貴重な体験を共有し、実践的な学習の機会として有意義な体験をしている。そしてこのことが、継続的な参加者(リピーター)確保の一因ともなっていることを、受講者のアンケート回答より読み取ることができる。

《平成 25(2013)年度 公開講座受講者の声 アンケート調査の抜粋》

- ・お姉さん達が親切に教えてくれたので、子どもを安心して任せることができました。
(幼児講座『幼児教室第 1 回』)
- ・いろいろな運動をさせていただき、楽しく参加させて頂きました。学生さんのパフォーマンスに目をキラキラさせて見ていました。
(幼児講座『幼児教室第 2 回』)
- ・学生の皆さん、佐藤理恵先生がとても丁寧に教えてくださったので、わかりやすく楽しむことができました。
(高校生講座『ソフトボール』)
- ・学生の皆さんが一人一人をよくみてくださって、親身に教えてくださったので、とてもいい経験になりました。
(高校生講座『バレーボール』)
- ・大学生のお姉さんたちが優しかったので緊張が解けました。ダンスもとてもかっこよかったです。憧れます。
(高校生講座『ダンス』)
- ・今年も参加できたことにまず感謝！いつも思うのは、先生はじめスタッフの皆様がとても感じがよく、いつも気持ち良く受講できるということ。来年も是非受講できるよう希望し、またお逢いできることを楽しみにしています。
(成人講座『ウォーキング・クリニック』)

上記のような受講者の声とともに、本学公開講座は地域に定着してきており、参加者数も徐々に増加の傾向を示している。(平成 21(2009)年度 687 人・平成 22(2010)年度 565 人・平成 23(2011)年度 739 人・平成 24(2012)年度 703 人・平成 25(2013)年度 785 人)。

また地域別に参加者数をみると、以下の表のようになっている。下表から分かるように、後援・共催をいただいている市はじめ、近隣の 5 市(立川市・国立市・府中市・八王子市・国分寺市)からの参加者が、参加者全体の 5 割以上を占めている。このようなことから、地域に定着している講座であるとみることができる。

表 A-2-1 平成 25(2013)年度公開講座参加者居住地

	立川市	国立市	府中市	八王子市	国分寺市	その他の地域	合計
人数(人)	151	133	49	44	36	372	785
割合(%)	19.2	16.9	6.2	5.6	4.5	47.3	100

A-2-② 地域の要求にこたえるジュニア・ユースクラブの実施

本学では、その特色を生かして地域の子どもを対象に、新体操、ヒップホップ、サッカー、絵画を、継続的に楽しみながら学べる公開講座を有料で開講している。

本学で長年にわたり公開講座を実施する中で、地域の子どもたちが継続してスポーツのレッスンを受けられる機会の提供を求める声が寄せられるようになった。

そのため、地域交流センターでは新体操競技部と協力して、平成 21(2009)年度に子どものためのクラブの設置について検討を始め、同年 10 月から試行することとした。

試行では、まず、地域の子どもたちを対象に毎週練習を行う「キッズクラブ」と、既成の地域クラブの会員を対象にレベルアップを目指したレッスンを月 1 回程度行う「定期公開レッスン」を行った。

試行結果が好評であったため、平成 22(2010)年度から「新体操キッズクラブ」と「新体操ジュニア定期公開レッスン」を本格的に実施することになった。

翌年には、活動内容の充実、将来のクラブ種目増設を展望し、「キッズクラブ」を「東京女子体育大学ジュニア・ユースクラブ」という名称に改め、定期(公開)レッスンの種目を新体操だけでなく、「キッズヒップホップ」「キッズ・サッカー」「絵画」の 3 教室を増設した。

その後、平成 25(2013)年度に定期レッスンの「キッズヒップホップ」をジュニア・ユースクラブの「ヒップホップクラブ」に移行し、現在の実施体制が出来上がった。

ジュニア・ユースクラブと定期レッスンは、受講者及び会員の継続した活動・レッスンを確保するため、指導者の謝礼、運営費等の実費として、1 回 1,000 円程度の受講料(ジュニア・ユースクラブは月謝制)を徴収している。

レッスンは月 1 回から毎週 1 回。年間を通して継続的に行われるため、講師は、指導の連携がとれるように、関係クラブに所属していた卒業生を中心に依頼している。

また公開講座と同様に、現役学生を指導のアシスタントとして依頼し、安全にまたきめ

細やかな指導ができるよう配慮している。アシスタントの学生にとっては、子どもへの指導方法を実際に学ぶ良い機会ともなっている。 【資料 A-2-3】

《ジュニア・ユースクラブの現状》

ジュニア・ユースクラブは、平成 26(2014)年度「新体操クラブ」と「ヒップホップクラブ」及び「サッカークラブ」が設置されている。

新体操クラブは、平成 21(2009)年の試行開始以来会員が増え続け、毎年クラスを増やしてきた。平成 26(2014)年度は学年別に幼児のクラスが 3 クラス、小学生クラスが 6 クラス、中学生以上のクラスが 1 クラスの計 10 クラスで、週 1 回の練習を行っている。その他に、希望者には更にレベルアップを図るための育成クラスと選手クラスも開講し、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた、ジュニア層の育成、強化にも力を入れている。会員は平成 26(2014)年 5 月 1 日現在で 150 人となっている。

活動内容は、定例の練習のほか、単独の成果発表会、大学の学園祭（藤園祭）、新体操競技部の研究発表会、地域の各種行事における演技発表を行っている。また最近では希望者が海外研修会や競技大会に参加するようになっている。指導者は、新体操競技部に所属していた卒業生 3 人が中心となって指導を行っている。

「ヒップホップクラブ」は、平成 25(2013)年度からジュニア・ユースクラブのクラブとなった。練習日は毎週土曜日で、練習以外の成果発表の活動としては、大学の学園祭（藤園祭）、ストリートダンス・クラブの発表会などで演技発表を行っている。会員は平成 26(2014)年 5 月 1 日現在で 10 人となっている。指導者は、ストリートダンス・クラブに所属していた卒業生が指導に当たっている。 【資料 A-2-4】

表 A-2-2 ジュニア・ユースクラブ会員数

コース (開講日)		平成 22 年	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新体操	エンジェル 土曜	-	-	-	15
	キッズ A 土曜	9	17	20	16
	キッズ B 土曜	8	11	21	22
	ジュニア A1 水曜	19	13	15	17
	ジュニア A2 水曜			16	19
	ジュニア B1 火曜	14	20	12	10
	ジュニア B2 火曜			13	16
	ジュニア C1 金曜	-	14	14	9
	ジュニア C2 金曜				13
	ユース 木曜	-	-	-	5
経験者クラス 日曜	6	6	8	-	
ダンス	ヒップホップ 土曜	定期レッスン			11
合計 (人)		56	81	119	153

《定期レッスンの現状》

定期レッスンは平成 25(2013)年度「新体操」「キッズ・サッカー」「ドローイング・ワークショップ（絵画）」を実施している。

「新体操」は、初心者対象（はじめての新体操）1回、経験者初級対象2回、経験者中・上級対象（低学年コース）4回、経験者中・上級対象（高学年コース）4回、計11回実施している。参加対象者は、初心者対象を除いて、地域の新体操クラブの会員を対象にしている。この講座は、地域のクラブと本学を結び、地域のクラブの日常の活動を活性化させる講座として好評を博しており、毎回多くの参加者がある。指導には、ジュニア・ユースクラブ、新体操クラブの指導者が当たっている。

「キッズ・サッカー」は平成 23(2011)年度から行われており、平成 26(2014)年度は10人の小学生が受講登録している。対象は、当初小学生女子のみであったが、参加者からの希望により現在では小学校3年生までの男子も受け入れている。指導は、本学サッカー部に所属していた卒業生であり、現サッカー部監督が指導に当たっている。

「ドローイング・ワークショップ（絵画）」は、月1回、短期大学児童教育学科の美術・造形の講座を担当している教員が指導に当たっている。 【資料 A-2-4】

表 A-2-3 定期レッスン参加者数（延べ人数）

種目		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新体操	開講数 (回)	13	9	11	11
	延べ人数 (人)	525	539	802	341
ヒップホップ	開講数 (回)	-	3	18	クラブに移行
	延べ人数 (人)		35	263	
ドローイングワークショップ (絵画)	開講数 (回)	-	2	11	10
	延べ人数 (人)		26	66	117
キッズサッカー	開講数 (回)	-	3	24	22
	延べ人数 (人)		29	182	176
合計 (人)		538	629	1,313	634

A-2-③ 学生のボランティア活動等の支援

高等教育機関におけるボランティア活動は、あくまでも自主的な活動であり、自分の特技や能力を生かした、ふさわしい活動を行うことが望まれる。またボランティア活動は、大学における学生の学びの幅を広げ、学生生活をより充実したものにするので、より多くの学生がボランティア活動に興味をもって実施してもらえるような取り組みに力を入れている。本学の地域交流センターでは、これらを踏まえ学生の自主的なボランティア活動の支援や奨励を行っている。

また、本学には地域社会や学外諸機関からのボランティア協力依頼や要請が多数あり、そのすべてに答えることはできないが、ボランティア活動への関心を持つよう全学生への呼びかけを行い、少しでも多くの要請に応えるべく努力をしている。 【資料 A-2-5 P.3】

表 A-2-4 ボランティア活動年間要請件数及び年間活動者数（個人）

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合計
在籍学生数（人）	1,541	1,511	1,395	1,379	1,448	7,274
要請件数（件）	210	194	190	185	207	986
述べ活動者数（人）	264	270	275	203	172	1,184

《ボランティア活動の状況》

ボランティア活動を希望する学生は、地域交流センターに登録し、地域交流センターに寄せられた活動先の情報から自分に合った活動を行うほか、自分の住む地域やインターネットなどを利用して活動を探すこともできる。

地域交流センターでは、外部から寄せられたボランティア活動の要請を、一般公募の要請と、個別要請に分類し、一般公募の要請案件はファイリングし学生の閲覧に供するほか、ポスターの掲示や、学内の電子掲示板におもな活動情報を掲載するなどして学生への周知に努めている。平成25(2013)年度の領域別ボランティア活動者は以下のとおりである。

表 A-2-5 平成25(2013)年度 領域別ボランティア活動の要請件数と活動者

活動領域（要請件数）	活動者数(個人)	活動領域（要請件数）	活動者数(個人)
高齢者福祉（5件）	1（1）人	学校教育活動支援（23件）※	111（9）人
児童福祉（21件）	9（4）人	生涯学習活動支援（71件）※	261（107）人
障害者福祉（50件）※	178（8）人	環境・災害 ボランティア（14件）	4（4）人
国際交流（5件）	0（0）人	その他 実演ボランティア（18件）※	310（2）人

※はクラブ単位での活動が多い領域 【資料 A-2-5 P.4】

地域交流センターではボランティア活動の分野を8領域に分類しているが、同資料で平成25(2013)年度の領域別活動状況をみると、「高齢者福祉」「国際交流」「環境・災害ボランティア」については、例年（平成25(2013)年度同様）活動要請も少なく、活動者も極少ない。一方、活動が多い領域は、近隣地域における「障害者福祉」「生涯学習活動支援」「学校教育支援活動」、その他の「実演ボランティア」である。これらは個人的な活動ではなく、各クラブ単位での活動を表している。特に、その他「実演ボランティア」は、ダンス・新体操・チアリーダーディング・ストリートダンスなどの演技披露(発表)によるボランティア活動を示し、女子体育大学ならではの活動として例年活動要請も多く、好評を博している。

実際にボランティア活動を行った学生の報告からは、授業では得られない良い体験をしたことが述べられている。大学は授業を通して幅広い教養と専門的内容を身につける場である。ボランティア活動は、授業や部活動やアルバイトからは得られない体験であり、他者の存在や自分の価値を見つける貴重な機会ともなる。学生時代にこのような体験をもつことは、その後の人生にとって大きな意味をもたらす可能性をもっている。以下にクラブ

単位でボランティア活動を行った学生の感想を示した。

《平成 25(2013)年度 ボランティア活動実施学生の感想文より抜粋》

- ・国体をより盛り上げるために、笑顔で踊ろうと思いました。地域の方々と交流することで、学校では学べないことがあるので、積極的に今後も参加していきたい。

(スポーツ祭東京 2013 ゆりーとダンス/ダンス部)

- ・視覚障害のある方がお互い助け合いながらプレーをし、全力でベースまで走る、最後までボールを追う、その姿にとても感動しました。このような大会に関われたことは、本当にいい経験になりました。この大会を開催するにあたって、多くの方が努力してきた事を知りました。今後は自ら積極的に参加させていただきたいと思います。

(全国障害者スポーツ大会 グランドソフトボール/ソフトボール部)

- ・小さい子から大人の方まで参加したので、誘導するときの声のかけ方などを注意した。たくさんの方に「ありがとう」と言って頂いて、やって良かったと思いました。いつもは演技披露のボランティアが多いのですが、こうした大会などの運営を経験させていただいて、どうすればスムーズにいくかなど勉強になりました。もっと色々な活動に協力できるようにしたいです。

(ダンスコレクション/新体操競技部)

- ・子どもたちは自由なので扱いが難しかった。また、感情表現が豊かであり、素直なのでとても楽しく活動出来た。子供たちと触れ合う上で、子供とはいえ話すときの言葉遣いや表情などには気をつけていかなければいけないと思った。また、指示を待つだけではなく、自分たちから進んで行動していきけるよう視野を広げていかなければいけないと思った。

(集まれくにつ子！スポーツこどもの日/サッカー部)

- ・多くの方に楽しんで頂けるように、元気よく楽しんで臨みました。音楽に合わせて手拍子などして楽しんででもえらえたので、私達も演技していて楽しかったし、依頼してもらえて良かったと思いました。今後は、技術面で今よりも成長した演技を披露できるようにしたいと思いました。

(高齢者福祉施設でのパフォーマンス演技発表/チアリーディング部)

- ・ダンスを児童に教えるのは初めてだったので慎重に丁寧に一番はダンスを楽しんでもらえるように試みた。活動中は、やはり児童の集中力を保つこと、ダンス未経験者に教えることの大変さ、児童一人一人とコミュニケーションをとることの難しさを痛感したとともに、児童の純粋さや素直さに驚きを感じた。一ヶ月間のダンス教室を終えて、児童の親とのコミュニケーションの取り方、ダンス未経験者でも楽しく簡単に踊ることのできる振りをもっと学び、指導方法をしっかり身につける事が今後の課題であると感じている。

(キッズHipHop ダンス教室/ストリートダンスクラブ)

また本学におけるボランティア活動は、スポーツ・教育機関に関わる依頼が多く、その要請や依頼に対して、クラブ単位での対応やクラブ活動を通しての参加活動が積極的に行われていることが特徴である。平成 25(2013)年度にクラブとしてボランティア活動を行った実績を以下に示した。クラブ活動の何をボランティア活動に生かすかは、各クラブによって様々であるが、現状では種目の特性をもって活動貢献する、スポーツボランティアが主な活動形態となっている。スポーツボランティア活動は、繰り返し要請があり特定クラブの継続的な活動として定着している場合が多い。

具体的には、シティマラソンの運営協力(陸上競技部)、社会福祉協議会の運動会におけ

る演技発表（新体操競技部）、小学校のプール指導補助（ライフセービング部）、車椅子バスケットボール大会（バスケットボール部）などがあげられる。また、平成 25(2013)年度は東京都において国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開かれ、地元国立市及び立川市をはじめ都内各所で開催されたさまざまな競技又はイベント等において、運営補助及び演技披露など、同大会の運営に貢献し感謝の言葉をいただいた。

表 A-2-6 平成 25(2013)年度 クラブ別ボランティア活動実績

NO	クラブ名	件数(件)	活動者数(人)
1	新体操競技部	12	232
2	バスケットボール部	7	57
3	陸上競技部	6	91
4	バドミントン部	5	10
5	ストリートダンス部	4	96
6	ソフトボール部	3	46
7	チアリーディング部	3	24
8	水泳部	3	31
9	ダンス部	2	17
10	ライフセービング部	1	75
11	バレーボール部	1	16
12	野球部	1	6
13	硬式庭球部	1	11
14	サッカー部	1	11
15	体操競技部	1	8
	合 計	51	731

なお、学生個人や各クラブが地域交流センターを通さず、ボランティア活動等を行っている例もあり、その実態は把握が困難である。

また、教職員が行うボランティア活動についても一部把握できていないものがある。

A-2-④ ボランティア講座の実施

平成 25(2013)年度で 10 年目を迎えるボランティア講座は、ボランティアの意味を正しく理解し、ボランティア実践活動に必要とされる基礎知識や技術を学ぶための機会を学生に提供するものである。

ボランティアとは自発性、非営利性、公共性、先駆性の基本原則のもとに行われる活動であるが、学生を送り出す地域交流センターとしては、学生が安全で、よりよい活動が出来るように配慮する必要があると心得ている。

本学では、平成 15(2003)年度より、地域交流推進室（現地域交流センター）を設置し学

生のボランティア活動の支援を開始した（それまでは学生課が担当）。合わせて学生のボランティア活動希望の増加に伴い、「ボランティア講座」（集中講座）を開講することによって、適切な理論学習や演習及び事前指導を行う体制を整えた。

その後、平成 17(2005)年度より「ボランティア講座」（集中講座）は自由選択科目に位置づけられ、単位化され現在に至っている。

平成 26(2014)年度のボランティア講座は「ボランティア概論」「障害者福祉」「高齢者福祉」「児童福祉」の 4 つの領域を設定し、それぞれ理論と演習を組み合わせた 13 コマの授業を、4 月～5 月の土曜・日曜を利用し、集中講座として実施している。

講師は学内教員のほか、近隣の障害者スポーツセンター、養護学校、高齢者福祉施設に依頼している。

また、本学では聴覚障害学生の授業を保障するためにノートテイクのサポートを行っているが、学生への理解をはかり、ノートテイクの協力者を養成するために、「聴覚障害学生への理解と情報保障」とノートテイクの演習の授業を本ボランティア講座の中で行っている。この授業には、ノートテイクを受ける側の学生も参加し、ノートテイクを通して聴覚障害学生との距離が縮まるという効果ももたらしている。

ボランティア講座を受講し取得できる単位は、「ボランティア理論」（1 単位）と「ボランティア実習」（1 単位）である。

「ボランティア理論」の単位は、ボランティア講座の全日程を終了し、授業の課題を提出することによって与えられる。

「ボランティア実習」の単位は、「ボランティア理論」の単位取得者（同時履修も可）が、実際にボランティア活動を 10 コマ（900 分）以上行うことによって与えられる。その際、ボランティア活動の 8 領域から 2 種類以上の活動が要求される。

表 A-2-7 ボランティア講座受講者と単位取得者

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
受講者(人)	33	48	64	42	31	218
単位取得者(人)	21(11)	20(3)	37(5)	23(3)	13(6)	114

※単位取得者について、()外はボランティア理論 ()内はボランティア実習

ボランティア講座は学生が実際にボランティア活動を行うにあたり、事前に受講しておくことが理想であり大学 1 年次での受講を勧めている。けれどもボランティア活動の実践と並行でも、また事後の受講でも可とし、単位取得の許容範囲を広くしている。しかしボランティア講座受講者も単位取得者も平成 23(2011)年度を境に減少傾向を示している。

A-2-⑤ 上級学校訪問・職場体験の受入

本学には近隣の中学校からの上級学校訪問や職場体験学習の要請、地方の中学校の修学旅行における大学見学・交流など、件数としては多くはないが、受け入れ要請がある。そ

れには地域交流センターが窓口になって対応を行っている。(平成 21(2009)年度 2校、平成 22(2010)年度 2校、平成 23(2011)年度 1校、平成 24(2012)年度 2校、平成 25(2013)年度 4校)。以下は、最近の受け入れ中学校の事例である。またこの事例には示されていないが、在学生トップアスリートによるパフォーマンス観賞やインタビューの場を設けるなど、本学ならではの特色を生かした交流会を行ったこともある。これらを含め、本学での訪問体験学習は、訪問中学生に大変喜ばれていることが、中学生からのお礼の手紙にみることができる。

図 A-2-1 平成 25(2013)年度 上級学校訪問事例 (中学生)

日時	平成 25(2013)年 11 月 29 日 (金) 午前 10 時～午後 1 時 30 分		
学校名	多摩市立鶴牧中学校	人数	中学 2 年生 6 人 (男子 3 人 女子 3 人)
日程	内 容		対 応
10:00	地域交流センター到着・ご挨拶・時程打ち合わせ ① 交流会 (本学の紹介/質疑応答)		所長 センター職員
	② 陸上グラウンドの説明・施設の見学、記念写真撮影ほか		
10:30～	着替え		
10:40～	③ 体験授業 科目: 「トレーニング科学の理論と実習Ⅱ」 (鳥賀陽先生担当)		
11:40～	着替え		
11:50～	④ 昼食 (学生食堂の体験)		
12:45～	⑤ 体育館 (器械運動器具の説明) その他の施設見学、質疑応答 まとめの会		
13:45	終了		

(3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

現在、地域交流センターでは、平成 25(2013)年 11 月に締結した包括連携協定 (国立市) に係る取り組みの一環として、地元商店会よりの協力依頼催事「矢川メルカードまつり」(平成 26(2014)年 8 月 30 日) に 100 人以上の学生ボランティアを派遣する予定である。また、国立市教育委員会の新事業「放課後学習支援教室指導員」にも本学学生が今年 5 月より対応している。このような包括連携協定関連の地域貢献活動については、今後一層の拡充を図ることができる見込みである。

公開講座は、今年度 5 領域 21 講座を実施しているが、学内施設を使った講座展開は現在のところ飽和状態である。今後は、講座内容の精選を行うほか、出前講座、講師派遣、地域との共同開講による講座のサテライト化などによる、学外講座の展開を検討していき

い。

ジュニア・ユースクラブは、現在 15 コース 150 余人のジュニア会員を擁しており、今後参加者増が見込まれている。今後の展開としてはクラスの増設とともに、定期レッスンと合わせて、「総合型地域スポーツクラブ」への展開を見据え、種目の多様性も視野に拡充を図っていきたい。また「新体操クラブ」では 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた、ジュニア層の育成・強化の一環として、今年 9 月には外国人コーチを招聘する予定である。これを機に、関連の国際交流が実施できるかの検討もしている。

以上のように地域交流センターでは、現状の改善を図りながら、直近の施策に取り組み、「地域交流推進」と「ジュニア強化推進」の両部門共に中長期的な将来構想をもって地域貢献の推進に邁進している。

【基準 A の自己評価】

以上のように本学は大学の使命・目的を踏まえ、地域貢献の方針を明確に掲げ、教職員が一丸となって地域貢献事業を実施している。

地域貢献事業の内容も、本学の特色を生かしながら充実した内容で実施されてきており、今後とも一層、大学の使命を果たせるよう努力していきたい。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	

東京女子体育大学

【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人藤村学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	2014 大学要覧	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	東京女子体育大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	① 平成 27 年度学生募集要項（一般等）	
	② 平成 27 年度学生募集要項（指定校）	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	① 2014 学生便覧	
	② 平成 26 年度授業支援ガイドブック	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 26 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 25 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通・アクセス、施設紹介（キャンパスマップ）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人藤村学園 運営規約集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など） がわかる資料（前年度分）	
	① 学校法人藤村学園 役員・評議員名簿	
	② 理事会・評議員会の開催状況	

東京女子体育大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人藤村学園寄附行為（第 3 条及び第 4 条）	資料 F-1（1 ページ）
【資料 1-1-2】	東京女子体育大学学則（第 1 条）	資料 F-3（501 ページ）
【資料 1-1-3】	学生便覧（1 ページ）	資料 F-5-①（1 ページ）
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	2014 大学要覧（2 ページ）	資料 F-2（2 ページ）
【資料 1-2-2】	学生便覧（1 ページ）	資料 F-5-①（1 ページ）
【資料 1-2-3】	本学ホームページ「建学の精神」のページ	該当ページの写し
【資料 1-2-4】	平成 25 年度シラバス「藤村トヨの教育」	
【資料 1-2-5】	2014 大学要覧（22 ページ）	資料 F-2（22 ページ）
【資料 1-2-6】	学校法人藤村学園寄附行為（第 3 条）	資料 F-1（1 ページ）
【資料 1-2-7】	東京女子体育大学学則（第 1 条）	資料 F-3（501 ページ）
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学生便覧（表紙裏ページ）	資料 F-5-①
【資料 1-3-2】	学生便覧（表紙裏ページ）	資料 1-3-1 と同じ
【資料 1-3-3】	2014 大学要覧（18 ページ）	資料 F-2（18 ページ）
【資料 1-3-4】	2014 大学要覧（2 ページ）	資料 F-2（2 ページ）
【資料 1-3-5】	本学ホームページ（3つのポリシー）	該当ページの写し
【資料 1-3-6】	学園組織図（本学ホームページ）	該当ページの写し
【資料 1-3-7】	東京女子体育大学女子体育研究所所報第 8 号	P.40-53
【資料 1-3-8】	東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要第 49 号	
【資料 1-3-9】	東京女子体育大学女子体育研究所所報第 8 号	資料 1-3-7 と同じ
【資料 1-3-10】	AED・担架 設置場所 案内図	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学生募集要項（一般等）1 ページ	資料 F-4-①（1 ページ）
【資料 2-1-2】	本学ホームページ「受験生の方へ」	該当ページの写し
【資料 2-1-3】	2014 大学要覧	資料 F-2
【資料 2-1-4】	学生募集要項（一般等）4 ページ	資料 F-4-①（4 ページ）
【資料 2-1-5】	学生募集要項（指定校）	資料 F-4-②
【資料 2-1-6】	学生募集要項（一般等）10 ページ	資料 F-4-①（10 ページ）
【資料 2-1-7】	学生募集要項（一般等）15 ページ	資料 F-4-①（15 ページ）
【資料 2-1-8】	学生募集要項（一般等）18 ページ	資料 F-4-①（18 ページ）

東京女子体育大学

【資料 2-1-9】	学生募集要項（一般等）7・13 ページ	資料 F-4-① (7・13 ページ)
【資料 2-1-10】	本学ホームページ「受験生のページ・入試情報」	該当ページの写し
【資料 2-1-11】	平成 25 年度広報活動における学生募集活動実績	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	学生便覧（1～2 ページ）	資料 F-5-①（1～2 ページ）
【資料 2-2-2】	平成 26 年度授業支援ガイドブック（4 ページ）	資料 F-5-②（4 ページ）
【資料 2-2-3】	学生便覧（62～64 ページ）	資料 F-5-①（62～64 ページ）
【資料 2-2-4】	本学ホームページ（シラバス）	該当ページの写し
【資料 2-2-5】	キャリアデザイン I・II	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 26 年度授業支援ガイドブック	資料 F-5-②
【資料 2-3-2】	学生便覧（47 ページ）	資料 F-5-①(47 ページ)
【資料 2-3-3】	学生便覧（47 ページ）	資料 F-5-①(47 ページ)
【資料 2-3-4】	授業評価報告	
【資料 2-3-5】	平成 25 年度シラバスに基づく授業展開実施報告書	
【資料 2-3-6】	平成 23 年度卒業生に対する学生満足度調査報告	
【資料 2-3-7】	スチューデントアシスタントに関する内規	
【資料 2-3-8】	ノートテーカーに関する内規	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	東京女子体育大学学則（第 27 条）	資料 F-3(505 ページ)
【資料 2-4-2】	授業科目の履修等に関する内規	
【資料 2-4-3】	編入学者の単位認定に関する内規	
【資料 2-4-4】	東京女子体育大学学則（第 28 条）	資料 F-3(505 ページ)
【資料 2-4-5】	東京女子体育大学学則（第 29 条）	資料 F-3(505 ページ)
【資料 2-4-6】	研究生に関する内規	
【資料 2-4-7】	本学ホームページ（シラバス）	該当ページの写し
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	H26 就職活動ガイドブック「なりたい！」の実現を目指して	
【資料 2-5-2】	H26 資格取得の手引き	
【資料 2-5-3】	H26 就職・資格ガイダンス等の予定	
【資料 2-5-4】	キャリアデザイン I・II	資料 2-2-5 と同じ
【資料 2-5-5】	就職対策基礎講座日程等	
【資料 2-5-6】	就職対策講座実施要項	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 25 年度シラバスに基づく授業展開実施報告書	資料 2-3-5 と同じ
【資料 2-6-2】	平成 23 年度卒業生に対する学生満足度調査報告	資料 2-3-6 と同じ
【資料 2-6-3】	教員免許状取得状況	

東京女子体育大学

2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生委員会規程	
【資料 2-7-2】	平成 26 年度 学生部組織 (役割分担)	
【資料 2-7-3】	学生寮関係規程集	
【資料 2-7-4】	平成 26 年度 クラブ組織図	
【資料 2-7-5】	平成 26 年度 クラブ関係者一覧	
【資料 2-7-6】	平成 26 年度 クラブ部員数	
【資料 2-7-7】	学園便り (第 123 号)	
【資料 2-7-8】	平成 25 年度 クラブ補助金配分基準及び実施細目・運用規程	
【資料 2-7-9】	平成 25 年度 藤村学園育英奨学生の選考結果について	
【資料 2-7-10】	平成 25 年度 スポーツ奨学生 (資料)	
【資料 2-7-11】	学生相談体制について	
【資料 2-7-12】	平成 25 年度 オフィスアワー一覧	
【資料 2-7-13】	グループ・ゼミ指導補助費取扱実施要項	
【資料 2-7-14】	グループ・ゼミ担任の学生に係わる指導について	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	学校法人藤村学園人事に関する規程	
【資料 2-8-2】	職員任用の内規	
【資料 2-8-3】	東京女子体育大学教育職員資格審査規程	
【資料 2-8-4】	藤村学園人事委員会規程	
【資料 2-8-5】	大学教員公募	
【資料 2-8-6】	教員業績自己申告書	
【資料 2-8-7】	FD 委員会規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	建物別建設年時表	
【資料 2-9-2】	キャンパス内施設案内図	
【資料 2-9-3】	グラウンド・テニスコート・体育館・武道場・プール等設置状況	
【資料 2-9-4】	学内の情報関連ルールについて	
【資料 2-9-5】	大学が使用している音楽室の現況	
【資料 2-9-6】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学図書館案内	
【資料 2-9-7】	電子化リスト	
【資料 2-9-8】	図書館ホームページ・「データベースのページ」	
【資料 2-9-9】	図書館ホームページ・「カレンダーのページ」	
【資料 2-9-10】	2013(平成 25 年度)図書館行事報告書(3 ページ)	「ライブラリー・ツアー」
【資料 2-9-11】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学附属図書館報 「LiVRE」 No. 16, 17, 18, 19	
【資料 2-9-12】	図書館ホームページ・「蔵書検索のブックリストページ」	
【資料 2-9-13】	平成 25 年度図書館年次報告書(4 ページ)	「図書蔵書数」

東京女子体育大学

【資料 2-9-14】	2013(平成 25 年度)図書館行事報告書(5 ページ)	資料 2-9-10 (5 ページ) 「学生選書会」
【資料 2-9-15】	平成 25 年度図書館年次報告書(16 ページ)	資料 2-9-13(16 ページ) 「相互協力」
【資料 2-9-16】	平成 25 年度図書館行事報告書(9 ページ)	資料 2-9-10 (9 ページ) 「図書館は楽しい!」
【資料 2-9-17】	図書館ホームページ・お知らせ 「中学生が職場体験活動にきました!」	
【資料 2-9-18】	2013(平成 25 年度)図書館行事報告書	資料 2-9-10 と同じ
【資料 2-9-19】	図書館ホームページ・「データベースのページ」	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人藤村学園寄附行為 (第 3 条及び第 4 条)	資料 F-1 (1 ページ)
【資料 3-1-2】	学生便覧 (1 ページ)	資料 F-5-① (1 ページ)
【資料 3-1-3】	学校法人藤村学園就業規則	
【資料 3-1-4】	給与規程	
【資料 3-1-5】	学校法人藤村学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-6】	ハラスメント防止・排除に関する規程	
【資料 3-1-7】	藤村学園安全衛生管理規程	
【資料 3-1-8】	学校法人藤村学園における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程	
【資料 3-1-9】	東京女子体育大学研究倫理規程	
【資料 3-1-10】	東京女子体育大学における研究行動規範	
【資料 3-1-11】	学校法人藤村学園経理規程	
【資料 3-1-12】	学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 3-1-13】	学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程	
【資料 3-1-14】	太陽光発電設備概要	
【資料 3-1-15】	学校法人藤村学園財務書類等閲覧規程	
【資料 3-1-16】	学園便り (第 122 号)	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人藤村学園寄附行為 (第 6 条)	資料 F-1 (1 ページ)
【資料 3-2-2】	学校法人藤村学園 役員・評議員名簿	資料 F-10-①
【資料 3-2-3】	東京女子体育大学学則 (第 1 条)	資料 F-3 (501 ページ)
【資料 3-2-4】	学校法人藤村学園理事会業務委任規則 (第 2 条)	
【資料 3-2-5】	監査報告書	
【資料 3-2-6】	学校法人藤村学園寄附行為 (第 6 条第 2 項)	資料 F-1 (1 ページ)

東京女子体育大学

【資料 3-2-7】	学校法人藤村学園寄附行為（第 13 条及び第 14 条）	資料 F-1（2 ページ）
【資料 3-2-8】	学校法人藤村学園寄附行為（第 35 条）	資料 F-1（6 ページ）
【資料 3-2-9】	学識経験者理事の選任について（内規）	
【資料 3-2-10】	学校法人藤村学園常任理事会規程	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	東京女子体育大学教授会規程	
【資料 3-3-2】	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学部館所長会運営内規	
【資料 3-3-3】	東京女子体育大学教授会規程（第 2 条第 3 項）	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-3-4】	東京女子体育短期大学教授会規程（第 2 条第 3 項）	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	東京女子体育大学教授会規程	資料 3-3-1 と同じ
【資料 3-4-2】	藤村学園課長連絡会運営内規	
【資料 3-4-3】	学校法人藤村学園寄附行為（第 8 条）	資料 F-1（2 ページ）
【資料 3-4-4】	学校法人藤村学園監事監査要綱	
【資料 3-4-5】	学校法人藤村学園 役員・評議員名簿	資料 F-10-①
【資料 3-4-6】	平成 26 年度理事職務分担表	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人藤村学園事務組織規程	
【資料 3-5-2】	学校法人藤村学園事務組織規程（第 5 条及び第 10 条）	資料 3-5-1 と同じ
【資料 3-5-3】	法人本部組織・大学及び短期大学本部事務組織	
【資料 3-5-4】	学校法人藤村学園事務組織規程〔別表〕各組織分掌事務	
【資料 3-5-5】	学校法人藤村学園人事に関する規程	資料 2-8-1 と同じ
【資料 3-5-6】	職員任用の内規	資料 2-8-2 と同じ
【資料 3-5-7】	教務補佐員任用規程	
【資料 3-5-8】	定年退職事務職員再雇用取扱要領	
【資料 3-5-9】	事務嘱託員に関する規程	
【資料 3-5-10】	事務職員資格審査基準内規	
【資料 3-5-11】	平成 25 年度研修会等参加者一覧	
【資料 3-5-12】	SD 推進要項	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	藤村学園教育改革の基本構想	
【資料 3-6-2】	中長期財務計画（平成 25 年度～30 年度）	
【資料 3-6-3】	5 月 1 日現在 在籍学生数の推移（平成 21 年度～25 年度）	
【資料 3-6-4】	学科別消費収支の推移（平成 21 年度～25 年度）	
【資料 3-6-5】	消費収支決算の推移（平成 21 年度～25 年度）	
【資料 3-6-6】	学校法人藤村学園資金運用に関する規程	
【資料 3-6-7】	学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則	
3-7. 会計		

東京女子体育大学

【資料 3-7-1】	学校法人藤村学園経理規程	資料 3-1-11 と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人藤村学園経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	平成 26 年度予算編成スケジュール	
【資料 3-7-4】	平成 26 年度予算編成方針	
【資料 3-7-5】	学校法人藤村学園監事監査要綱	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	評価委員会規程	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	自己点検・評価の内容及び結果（平成 23・24 年度）	資料 4-2-2 (4～15 ページ)
【資料 4-2-2】	平成 23・24 年度点検評価年報	
【資料 4-2-3】	授業評価報告	資料 2-3-4 と同じ
【資料 4-2-4】	藤村学園課長連絡会運営内規	資料 3-4-2 と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	授業に関するアンケート調査（用紙）	
【資料 4-3-2】	授業に関するアンケート調査（学科・科目区分別集計結果）	

基準 A. 地域社会との連携協力・社会貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献に関する方針の明確化と実施体制		
【資料 A-1-1】	学生便覧（2 ページ）	資料 F-5-①（2 ページ）
【資料 A-1-2】	2014 大学要覧（3 ページ）	資料 F-2（3 ページ）
【資料 A-1-3】	本学ホームページ（地域交流事業）	該当ページの写し
【資料 A-1-4】	地域交流センター規程（第 2 条）	
【資料 A-1-5】	地域交流センター運営委員会規程	
【資料 A-1-6】	国立市との包括連携協定書	
【資料 A-1-7】	地（知）の拠点整備事業申請書	
A-2. 地域社会との連携協力・地域社会の具体性		
【資料 A-2-1】	公開講座実施要項（平成 26 年度）	
【資料 A-2-2】	公開講座実施報告書（平成 25 年度）	
【資料 A-2-3】	ジュニア・ユースクラブ、定期レッスン実施報告書 (平成 25 年度)	
【資料 A-2-4】	ジュニア・ユースクラブ、定期レッスン実施要項 (平成 26 年度)	
【資料 A-2-5】	ボランティア講座、ボランティア活動実施報告書 (平成 25 年度)	